

甲第 A 1 号証

文書管理カード

文書記号:中福衛

番号	件名	収受文書					発議文書又は収受文書の処理			備考	
		発信番号	発信年月日	発信者	収受年月日	送附者	取寄せ	起案年月日	決裁年月日		
358	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	
370	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	
371	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	
372	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	
373	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	
374	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	
375	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	
376	中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出(中央区日本橋本町4-14-4コンポジット日本橋三越前101、201、202、203、301、302、401及び402)について		記載なし	■■■■		H30/5/8	■■■■	■■■■	H30/6/11	H30/6/11	



甲第1号証

甲第1号証

第一号様式（第四条関係）

(A4)

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

株式会社 渡部 謙

届出者 商号又は名称 渡部 謙
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電話番号 [REDACTED]
ファクシミリ番号



受付番号

受付年月日

--	--

届出番号	第	号	
届出年月日	年	月	日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	
フリガナ	ワタベ 謙
商号、名称 又は氏名	渡部 謙
郵便番号	[REDACTED]
住所	[REDACTED]
電話番号	060-3710-9661

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	ワタベ 謙
氏 名	渡部 謙
生 年 月 日	[REDACTED] 日
性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

承認欄



住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東京都 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

[REDACTED] * [REDACTED]

* 届出番号	第	号
* 届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED] - [REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

* [REDACTED]

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日
性 別	[REDACTED]

確認欄

* [REDACTED]



住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

株式会社 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

[REDACTED] * [REDACTED]

* 届出番号	第	号
* 届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED] - [REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]

法人・個人の別
 2. 個人
1. 法人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日
性 別	[REDACTED]

確認欄



住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

[REDACTED] * [REDACTED]

* 届出番号	第	号
* 届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED] - [REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電 話 番 号	[REDACTED]

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄
*

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
性 別	[REDACTED]

確認欄
*



住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

松浦 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

[REDACTED] ※ [REDACTED]

届出番号	第	号
届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED] - [REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
性 別	[REDACTED]

確認欄



住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東部商事 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

[REDACTED] [REDACTED]

届出番号	第	号
届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電 話 番 号	[REDACTED]

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
性 別	[REDACTED]

確認欄



住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東京都 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

[REDACTED] * [REDACTED]

* 届出番号	第	号
* 届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電 話 番 号	[REDACTED]

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
性 別	[REDACTED]

確認欄



住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東都大 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

[REDACTED] * [REDACTED]

届出番号	第	号
届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED] - [REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電 話 番 号	[REDACTED]

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄
*

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
性 別	[REDACTED]

確認欄
*



甲第2号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年6月12日 15:31
件名: 【中央区】5月6日付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について
To: [REDACTED]

渡部 薫 様

中央区保健所生活衛生課長の [REDACTED] です。
本件、回答遅くなり申し訳ございません。

さて、今回ご提出いただきました書類について、
慎重に確認をいたしましたところ、

- ①当該住宅に係る広告の記載内容
- ②所有ではなく賃借物件であり、自身の住民登録は近接区であるという点
- ③同一人が複数の部屋を賃借しているという点
- ④水道料金の領収書が建物全体に係るものであり、宛名が会社名義であるという点

これらの点から、国のガイドライン下の【随時居住の用に供されている家屋の具体例】の
いずれにも当てはまるとは言い難く、客観的に【随時その所有者、賃借人又は
転借人の居住の用に供されている】と判断するのは困難であり、
民泊専用の新築投資用マンションである可能性が高いとの判断に至りました。
つきましては、現状、貴殿の8件は、
住宅宿泊事業として届出受理とすることは難しいところです。

なお、届出件数及び受理件数に関しましては、
平成30年6月12日現在、届出9件、受理なしです。

また、簡易宿泊所の件につきましては、中央区のHP上、
<http://www.city.chuo.lg.jp/kenko/hokenzzyo/kankyoeisei/todokede.files/ryokangyo-sidou-youryo.pdf>
こちらのページに、営業許可等に関する基準が公開されています。
ご一読いただき、さらに詳しくお話を聞かれないということでしたら、
生活衛生課環境衛生係（電話：03-3541-5938、ファクス：03-3546-9554）まで
ご連絡ください。本区での住宅宿泊事業は、営業時間を土曜日の正午から
月曜日の正午までに限っていますが、旅館業法に基づく営業であれば、
一定の設備構造を満たす必要はあるものの、営業日数に制限はございません。
よろしく願い申し上げます。

中央区保健所生活衛生課長 [REDACTED]

甲第2号証

副本

乙第19号証

処 理 経 過	記 番 号	30中 福衛 第358、 第390-376号	保存年限	常用5年				
	取 受	平成30年5月8日	開示、非開示 等の別	部分開示				
	起 案	平成30年6月11日	開 示 可 否 の 審 議	部分開示又は 非開示の理由	中央区情報公開 条例第八条			3 特定の個人
	施 行 定	平成30年6月12日						
	決 裁	平成30年6月11日	時 限 性 の 有 無	無	主 管 課 長	[Redacted]		
施 行	平成30年6月12日	()	まで)					
決裁区分	区 長	副区長(審議)	副区長(協議)	部 長	担当部長	課 長	係 長	
丙	[Redacted]			主 管	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	部 長	課 長	係 長	審 査				
協 議	[Redacted]			総務部長	総務課長	法規係長	[Redacted]	
	[Redacted]			庶務主管課長	文書主任	文書取扱主任	[Redacted]	
決 裁 後 供 覧	部 長	課 長	係 長	特別取扱い				
	[Redacted]			浄書・添付書				
	[Redacted]			公印	発送			
	[Redacted]			起 案 者				
件 名 中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出（中央区日本橋本町4-1 4-4コンボジット日本橋三越前101、201、202、203、30 1、302、401及び402）について 標記について裏面のとおりに 回答する ことといたしたい。								

甲第2号証

1	目的
	平成30年5月8日付けで提出された8件の届出 (以下「本届出」という。)について、
	(1) 当該住宅の入居者募集に係る広告に、「新築 一棟民泊レジデンス」及び「全9部屋まとめ借 りのみの募集」と記載されている点
	(2) 所有ではなく賃借物件であり、届出者の住民 登録は近接区であるという点
	(3) 同一人が複数の部屋を賃借しているという点
	(4) 水道料金の領収書が建物全体に係るものであ り、宛名が会社名義であるという点
	これらの点から、平成29年12月に国が策定し た住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)記載の 「随時居住の用に供されている家屋の具体例」のい ずれにも当てはまるとは言い難く、客観的に「随時 その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供され ている」と判断するのは困難であり、適法な届出と は認められない(不受理)との回答をする。
2	届出者
	(1) 氏名
	渡部 葉
	(2) 住所
	
3	住宅宿泊事業実施住宅の所在地
	(1) 東京都中央区E本橋本町4-14-4

甲第3号証

観光庁の見解・回答

お問い合わせいただいた事項への回答について

・同一住所、同一建物で同じ届出者が複数の届出を法令で禁止しているのか

(答) 住宅宿泊事業の届出を行う者については、届出住宅の所有者、賃借人又は転借人等、届出住宅に対して正当な権利を有する者であることを前提としており、届出の際に、登記事項証明書や、賃借人又は転借人が届出を行う場合にはその賃貸人又は転貸人が承諾したことを証する書類を提出することとしています。(厚生労働省・国土交通省令第二号住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号)

また、国の住宅宿泊事業法施行要領(以下、ガイドラインという。)において、「住宅宿泊事業は一の「住宅」について、一の事業者による届出のみ可能であり、既に届出がされている「住宅」について、重複して届け出ることはできない。」としています。

・添付書類の領収書は一度要件に合わないものを提出してしまったら修正が効かないのか

(答) 住宅宿泊事業法では、届出住宅の一つの要件として、「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」と規定しており、これに該当するかどうかを判断するため、届出の際に「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類」を添付することとしています。また、当該書類は具体的には、ガイドラインにおいて、「届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートや届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写しその他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証明する書類をいう。」としております。これらの規定等を踏まえ、届出の要件に該当するかどうかについては、自治体において適切に判断されるべきものと考えています。なお、届出の際、添付書類の差し替え等は、一般的に行われているものと認識しています。

・届出の受理と却下の権利は行政の長のみにあるのではないのか

→一職員の課長レベルに届出の番号交付権利と却下の権利の決裁権があるのか

(答) 決裁権については、自治体の内部規則等に基づくものと考えられることから、回答する立場にございません。

・届出が無効だと通知されているが国民に届出を取り下げないといけない義務があるのか

(答) 届出が形式上の要件を満たさず受理されていない場合、届出としての法的な効果は発生しないため、一般的には「届出の取り下げ」という法的な概念も生じないものと思われま

す。

・一旦提出した届出は、届出者が取り下げない限り永久に次の第三者の届出の権利および所有者の権利を侵害することになるのか

(答) 前述のとおり、届出が形式上の要件を満たさず受理されていない場合、届出としての法的な効果は発生しないため、一般的には第三者の届出を妨げるものにはならないものと解します。

・(一方的なこちら側からの証拠のみだが)客観的に判断して自治体の妨害行為と認定するか

(答) 「妨害行為」の定義が定かではないため、回答いたしかねます。

・その他中央区または当方が間違っていると思われることがあれば指摘ください

(答) 当庁において、事実関係を詳細かつ正確に把握しているものではないため、回答いたしかねます。

甲第4号証

観光庁の見解・回答

令和元年7月8日

「東京都中央区の住宅宿泊事業届出における手続きに関する質問状」への回答

観光庁観光産業課

(質問A)

1. 届出者は賃貸住宅の転借者であるのに、家屋の種別を「随時その所有者～の居住の用に～」に修正できないのか

(回答)

⇒ 一般的に、届出手続において、届出書に不備があった場合、その修正は可能であると認識している。

2. 家屋の種別を修正した場合、添付[6]は形式上の要件に必要か

(回答)

⇒ 「住宅宿泊事業法第2条各号に掲げる家屋の別」について、「入居者の募集が行われている家屋」から「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に変更した場合、(届出者が法人である場合には)住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号へに規定する書類の添付は不要となると考えられる。

3. 修正可否に関わらず、本住宅は届出の住宅として欠格住宅なのか、その場合すでに届出番号交付した同一住所建物との矛盾を説明せよ

(回答)

⇒ 本件住宅及び既に届出番号が通知された届出住宅について、中央区がいかなる判断をしているのか詳細を把握していないため、回答は差し控える。

4. 観光庁は中央区のこの拒否理由を認めるか

(回答)

⇒ 個別の案件に対する回答は差し控える。

(質問B)

5. 賃貸物件は届出物件として認められないのか

(回答)

⇒ 当該物件が住宅宿泊事業法第2条の「住宅」の定義に該当し、不備のない届出書及び添付書類が届け出られている限りにおいては、届出物件として認められるものと解される。

6. 届出者の住民登録が近接区だと届出の欠格条件に当てはまるのか

(回答)

⇒ 住宅宿泊事業法令においてそのような規定は存在しない。

7. 近接区が欠格なら同一区も当然欠格だと思うが全届出でそのような規制をかけているのか

(回答)

⇒ 住宅宿泊事業法令においてそのような規定は存在しない。

8. 観光庁は中央区のこの拒否理由を認めるか

(回答)

甲第5号証

観光庁の見解・回答

(質問D)

12. 領収書を差し替えできないのか

(回答)

⇒ 一般的に、届出¹手続において、添付書類に不備があった場合、その差し替えは可能であると認識している。

13. 添付書類を一つでも間違えたら届出全体が無効・失効または届出者が欠格者になるのか

(回答)

⇒ 添付書類に不備があり、形式的要件を満たしていない届出は受け付けられないが、12. に対する回答のとおり、一般的に添付書類の差し替えは可能であると認識している。

14. 家屋の種別が修正され、添付[7]を採用するなら添付[6]は必要ないはずだが[6]と[7]両方必要か

(回答)

⇒ 2. に対する回答を参照されたい。

15. 届出者の家屋の種別の修正したから添付[7]のみでいいはずだが その認識は正しいか

(回答)

⇒ 2. に対する回答を参照されたい。

16. 観光庁は中央区のこの拒否理由を認めるか

(回答)

⇒ 個別の案件に対する回答は差し控える。

(質問E)

17. 第二条の要件を満たす住宅であることを認める・認めない

(回答)

⇒ 個別の案件に対する回答は差し控える。

18. 第二条の定義に該当する住宅だと認める・認めない

(回答)

⇒ 個別の案件に対する回答は差し控える。

19. 届出を事後的に修正できないとする中央区の主張はいずれから選ぶか、観光庁の言葉で回答「虚偽、虚偽ではない、正当、不当、合法、違法、適正、不適切、妨害行為、妨害ではない、国民主権の侵害、侵害ではない、届出の冒流、冒流ではない、ありえない、ありえる」

(回答)

⇒ 観光庁として本質問に対して回答する立場にないため、回答は差し控える。

(質問F)

20. これを行政庁が交付する真正なる通知書として認めるか（専決決裁者または区長の公印がない通知書）（決裁文書では文書の施行まで完了した公文書）

(回答)

⇒ 届出内容が不備であること等の通知の方法については、住宅宿泊事業法において特段の定めはないが、一般的に、通知（ある一定の事実、処分又は意思を特定

甲第6号証

6月27日(水) 16:20 ☆ ← ⋮

To

渡部 董様

中央区福祉保健部生活衛生課長の [REDACTED] 様です。遅くなりましたが以前のメールに回答いたします。
まずは理由を書面でご希望ですが、理由については既にご案内したとおりであります。
電話やメール、口頭の申し出に対して特別に文書を発することは考えておりません。
また、書類の返却ですが、「住宅宿泊事業届出書」以外の添付書類はお返ししたいと思います。
その際は、**渡部様から届出を取り下げる旨の文書をいただけると幸いです。**
弁護士同席の面談をご希望とのことですが、本区担当を通じて日程を調整のうえお越しいただければと思います。
なお、取材については、本区広報課に申し込まれるように記者の方へお伝え願います。
渡部様に限らず、住宅宿泊事業については慎重に対応しており、質問から回答までに期間を要することをご理解願います。

.....
中央区福祉保健部生活衛生課長
中央区保健所生活衛生課長

[REDACTED]
電話：03-3541-5935
FAX：03-3546-9554
.....

甲第7号証

平成30年9月5日

渡部 薫 様

中央区保健所 生活衛生課長

渡部様から平成30年8月29日にいただきました電子メールについて次のとおり回答いたします。

なお、参考として、当方が渡部様にお送りしました平成30年6月12日及び同月27日の電子メールを末尾に再掲いたします。

1 届出書の修正及び追加書類の提出について

渡部様から提出していただいた届出に係る物件は、平成30年6月12日の電子メールで確答したとおり、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第1項第2号の要件を満たしていません。

渡部様は、この要件を今から満たそうとして、届出書の修正や追加書類の提出について言及されていますが、現在の不備は、形式上のものではなく、上記要件すなわち実体的な意味における義務に関するものであって、事後的に修正できる性質のものではありません。

2 届出書の返却

渡部様の届出書は保健所において既に受付処理をしており、内容に不備があってもそれ故に返却すべきものではありません。

しかし、**渡部様から届出を取り下げる旨の文書の提出がありましたら**、平成30年6月27日の電子メールでご案内したとおり、その後速やかに「住宅宿泊事業届出書」以外の添付書類についてはご返却します。

なお、取下書は任意の書式でかまいませんが、次の事項を記載し、郵送してください。

- (1) 取下日
- (2) 宛先（中央区長）
- (3) 住所、氏名（自署及び押印）及び連絡先
- (4) 物件の所在地、建物名及び部屋番号
- (5) 平成30年5月6日に行った住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を取り下げる旨

回答は以上になります。

甲第 A8 号証

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)

③届出の効力等に関する考え方で、届出は到達主義の事実行為であり、届出を収受して、届出を却下せず、保管している状態は、届出に不備や法令違反がなく、形式的要件を満たし、受け付けた状態であり、首長は、届出番号を通知する（付与する）義務があることの証明で、届出番号の付与は行政行為（処分）ではなく、事実行為の証

2-1. 住宅宿泊事業の届出

(1) 住宅宿泊事業の届出（法第3条第1項関係）

① 届出の方法について

- ・ 「住宅宿泊事業を営む旨の届出」については、住宅の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に対して行うものとする。
- ・ 届出は、民泊制度運営システムを利用して行うことを原則とする。

② 届出の単位等に関する考え方について

- ・ 「住宅」とは、1棟の建物である必要はなく、建物の一部分のみを住宅宿泊事業の用に供する場合には、当該部分が法第2条第1項に規定する「住宅」の要件を満たしている限りにおいて、当該部分を「住宅」として届け出ることができる。例えば、1棟の建物内で店舗と住宅といったように複数の用途が併存する建物においては、店舗部分を除いた住宅部分のみ「住宅」として使用することが可能とされているのであれば、その部分のみを「住宅」として届け出ることができる。このため、届出の際に添付する住宅の図面についても、国・厚規則第4条第4項第1号チ（同項第2号ホに規定するものを含む。）に規定する事項が明示されていれば、住宅宿泊事業の用に供する部分のみを対象とすることで足りる。

③ 届出の効力等に関する考え方について

- ・ 本法及び国・厚規則で規定している届出書の記載事項及び添付書類は、届出者が、届出住宅について使用権限を有していること、事業実施のために必要となる事項を満たしていること及び欠格事由に該当しないことについて確認するために求めることとしているため、記載事項又は添付書類に不備があり、形式的要件を満たしていない届出は受け付けられないこととなる。また、届出を受け付けた都道府県知事等は、すみやかに届出番号の通知を行う必要がある。なお、届出番号が通知されない場合には標識の掲示ができないこととなる。届出番号が通知される前に事業を開始した場合には法第13条に規定する標識に届出番号を記載できないことから、同条に違反しているものとして罰則等の対象となる。
- ・ 住宅宿泊事業は一の「住宅」について、一の事業者による届出のみ可能であり、既に届出がされている「住宅」について、重複して届け出ることとはできない（※）。
なお、既存の住宅宿泊事業者が届出住宅の使用権限を失っている等により事業を行うことができないことが明らかであることが確認できた場合は、当該事業者に対

甲第 A9 号証

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)

②標識の発行に関する考え方で、届出を受け付けた首長は、その長の名称を記載した上で、税金を使って発行しなければならないことから、標識の交付は、行政庁内の決裁プロセスを経た上で、発行される行政行為で、これが住宅宿泊事業者に対する最初の処分であることの証明
なぜなら、標識は、住宅宿泊事業者でなければ行政庁から交付されない公的な証明書だから。

(8) 標識の掲示（法第 13 条関係）

① 標識の掲示に関する考え方について

- ・ 標識は、住宅宿泊事業を実施している間は継続して掲示する必要がある。例えば、入居者募集を行っている賃貸物件において住宅宿泊事業を行う場合は、入居者が決まり、届出住宅を賃貸使用している間も、標識を掲示することが求められる。
- ・ 標識は、届出住宅の門扉、玄関（建物の正面の入り口）等の、概ね地上 1.2 メートル以上 1.8 メートル以下（表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法 2 メートルの高さ以内）で、公衆が認識しやすい位置に掲示することが望ましい。
- ・ 標識の掲示に当たっては、ラミネート加工等の風雨に耐性のあるもので作成又は加工を施すことが望ましい。
- ・ 共同住宅の場合にあつては、個別の住戸に加え、共用エントランス、集合ポストその他の公衆が認識しやすい箇所へ簡素な標識（※）を掲示することが望ましい。なお、分譲マンション（住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合）の場合は、標識の掲示場所等の取扱いについて、予め管理組合と相談することが望ましい。
- ・ 戸建て住宅の場合にあつても、届出住宅の門の扉（二世帯住宅等で玄関が複数ある場合や、住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の敷地内にある場合等）、玄関（門扉から玄関まで離れている場合等）等への掲示によるだけでは、公衆にとって見やすいものとならない場合には、簡素な標識（※）を掲示することが望ましい。
※ 簡素な標識とは、例えば、標識の一部を、集合ポスト等の掲示が可能なスペースに合わせて掲示するといった方法が考えられる。

② 標識の発行に関する考え方について

- ・ 届出番号、住宅宿泊事業者等の連絡先等の正確な記載を確保し、また、記載事項の把握を容易にする観点等から、都道府県等が標識を発行する場合には、省令の様

(別紙)

式に基づき届出を受け付けた都道府県等がその長の名称を記載した上で、発行するものとする。

- ・ この際、都道府県等において、様式を変更しない限りにおいて、偽造防止の観点からロゴマークを空いているスペースに記載すること、特殊なシールを貼付すること等様式に上乘せしても差し支えない。

甲第 A 1 0 号証

第六号様式（第十一条関係）

120ミリメートル

80ミリメートル

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business

50ミリメートル

50ミリメートル

届出済
CERTIFIED



届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

〇 〇 県 知 事

50ミリメートル

93ミリメートル

170ミリメートル

- 注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
- ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

甲第 A 1 1 号証

○ 法施行規則で定める標識

- 〈加工〉 下図の標識をキリトリ線で切り取り、緊急連絡先を記入の上、風雨に耐性のある加工(ラミネート加工等)を行ってください。
- 〈掲示〉 届出住宅の門扉、玄関(建物の正面の入り口)などのおおむね地上1.2m以上1.8m以下で、公衆が認識しやすい位置に掲示してください。

住宅宿泊事業(民泊) Private Lodging Business	
	
【 届 出 済 】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第M150020193号
届出年月日 Date of Notification	令和1年9月2日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	ジーククラウド株式会社
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	国土交通大臣 (01)第F00386号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	
 新潟県知事	

(キリトリ線)

(キリトリ線)

○ 簡易な標識

共同住宅で事業を行う場合は、上記標識のほかに、下図の簡易な標識に緊急連絡先を記入して、共用エントランス、集合ポストなどに掲示してください。

住宅宿泊事業(民泊) Private Lodging Business	
	
届出済 CERTIFIED	
 新潟県	
届出番号 Number	第M150020193号
緊急連絡先 Contact Number	

住宅宿泊事業(民泊) Private Lodging Business	
	
届出済 CERTIFIED	
 新潟県	
届出番号 Number	第M150020193号
緊急連絡先 Contact Number	

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)

③届出の効力等に関する考え方で、届出は到達主義の事実行為であり、届出を収受して、届出を却下せず、保管している状態は、届出に不備や法令違反がなく、形式的要件を満たし、受け付けた状態であり、首長は、届出番号を通知する（付与する）義務があることの証明で、届出番号の付与は行政行為（処分）ではなく、事実行為の証

2-1. 住宅宿泊事業の届出

(1) 住宅宿泊事業の届出（法第3条第1項関係）

① 届出の方法について

- ・ 「住宅宿泊事業を営む旨の届出」については、住宅の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に対して行うものとする。
- ・ 届出は、民泊制度運営システムを利用して行うことを原則とする。

② 届出の単位等に関する考え方について

- ・ 「住宅」とは、1棟の建物である必要はなく、建物の一部分のみを住宅宿泊事業の用に供する場合には、当該部分が法第2条第1項に規定する「住宅」の要件を満たしている限りにおいて、当該部分を「住宅」として届け出ることができる。例えば、1棟の建物内で店舗と住宅といったように複数の用途が併存する建物においては、店舗部分を除いた住宅部分のみ「住宅」として使用することが可能とされているのであれば、その部分のみを「住宅」として届け出ることができる。このため、届出の際に添付する住宅の図面についても、国・厚規則第4条第4項第1号チ（同項第2号ホに規定するものを含む。）に規定する事項が明示されていれば、住宅宿泊事業の用に供する部分のみを対象とすることで足りる。

③ 届出の効力等に関する考え方について

- ・ 本法及び国・厚規則で規定している届出書の記載事項及び添付書類は、届出者が、届出住宅について使用権限を有していること、事業実施のために必要となる事項を満たしていること及び欠格事由に該当しないことについて確認するために求めることとしているため、記載事項又は添付書類に不備があり、形式的要件を満たしていない届出は受け付けられないこととなる。また、届出を受け付けた都道府県知事等は、すみやかに届出番号の通知を行う必要がある。なお、届出番号が通知されない場合には標識の掲示ができないこととなる。届出番号が通知される前に事業を開始した場合には法第13条に規定する標識に届出番号を記載できないことから、同条に違反しているものとして罰則等の対象となる。
- ・ 住宅宿泊事業は一の「住宅」について、一の事業者による届出のみ可能であり、既に届出がされている「住宅」について、重複して届け出ることとはできない（※）。
なお、既存の住宅宿泊事業者が届出住宅の使用権限を失っている等により事業を行うことができないことが明らかであることが確認できた場合は、当該事業者に対

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)

②標識の発行に関する考え方で、届出を受け付けた首長は、その長の名称を記載した上で、税金を使って発行しなければならないことから、標識の交付は、行政庁内の決裁プロセスを経た上で、発行される行政行為で、これが住宅宿泊事業者に対する最初の処分であることの証明
なぜなら、標識は、住宅宿泊事業者でなければ行政庁から交付されない公的な証明書だから。

(8) 標識の掲示（法第13条関係）

① 標識の掲示に関する考え方について

- ・ 標識は、住宅宿泊事業を実施している間は継続して掲示する必要がある。例えば、入居者募集を行っている賃貸物件において住宅宿泊事業を行う場合は、入居者が決まり、届出住宅を賃貸使用している間も、標識を掲示することが求められる。
- ・ 標識は、届出住宅の門扉、玄関（建物の正面の入り口）等の、概ね地上1.2メートル以上1.8メートル以下（表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法2メートルの高さ以内）で、公衆が認識しやすい位置に掲示することが望ましい。
- ・ 標識の掲示に当たっては、ラミネート加工等の風雨に耐性のあるもので作成又は加工を施すことが望ましい。
- ・ 共同住宅の場合にあつては、個別の住戸に加え、共用エントランス、集合ポストその他の公衆が認識しやすい箇所へ簡素な標識（※）を掲示することが望ましい。なお、分譲マンション（住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合）の場合は、標識の掲示場所等の取扱いについて、予め管理組合と相談することが望ましい。
- ・ 戸建て住宅の場合にあつても、届出住宅の門の扉（二世帯住宅等で玄関が複数ある場合や、住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の敷地内にある場合等）、玄関（門扉から玄関まで離れている場合等）等への掲示によるだけでは、公衆にとって見やすいものとならない場合には、簡素な標識（※）を掲示することが望ましい。
※ 簡素な標識とは、例えば、標識の一部を、集合ポスト等の掲示が可能なスペースに合わせて掲示するといった方法が考えられる。

② 標識の発行に関する考え方について

- ・ 届出番号、住宅宿泊事業者等の連絡先等の正確な記載を確保し、また、記載事項の把握を容易にする観点等から、都道府県等が標識を発行する場合には、省令の様

(別紙)

式に基づき届出を受け付けた都道府県等がその長の名称を記載した上で、発行するものとする。

- ・ この際、都道府県等において、様式を変更しない限りにおいて、偽造防止の観点からロゴマークを空いているスペースに記載すること、特殊なシールを貼付すること等様式に上乘せしても差し支えない。

甲第 B 1 号証
中央区の違法行為
時系列のまとめ

甲第B47号証

最初の届出

住宅宿泊事業届出

2018年5月8日收受

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

201

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

渡部 薫 殿

届出者 商号又は名称 渡部 薫

氏 名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電 話 番 号 [REDACTED]

ファクシミリ番号



受付番号

受付年月日

[REDACTED] * [REDACTED]

届出番号	第	号
届出年月日	年 月 日	

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	ワカベ 薫
商号、名称 又は氏名	渡部 薫
郵便番号	[REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電話番号	050-3718 9661

法人・個人の別

- 2 1. 法人
2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	ワカベ 薫
氏 名	渡部 薫
生年月日	[REDACTED] 日
性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄



(第三面)

該当なし

受付番号

--

◎ 役員に関する事項 (法人である場合)

フリガナ							
氏名							
生年月日	-		年		月		日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

※

フリガナ							
氏名							
生年月日	-		年		月		日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

※

フリガナ							
氏名							
生年月日	-		年		月		日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

※

フリガナ							
氏名							
生年月日	-		年		月		日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

※

フリガナ							
氏名							
生年月日	-		年		月		日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

※

フリガナ							
氏名							
生年月日	-		年		月		日
性別	<input type="checkbox"/> 男性		<input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

※

(第四面)

受付番号

[Redacted]

◎ 住宅宿泊管理業に関する事項 (住宅宿泊管理者である場合)

登録年月日	-	年	月	日
登録番号	[Redacted]			

確認欄
[]

◎ 住宅に関する事項

郵便番号	103	-	0023
所在地	東京都中央区日本橋本町4 14-4-20/		
不動産番号	100010097091		
第2条各号に掲げる家屋の別	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<small>主に人の生活の本拠として使用されている家屋</small>	<small>入居者の専用に供されている家屋</small>	<small>家主の専用に供されている家屋</small>
住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 長屋	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 寄附舎
住宅の規模	居室		23.57 m ²
	宿泊室		
	宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く)		
	合計	16 m ²	7.57 m ²
	合計	16 m ²	7.57 m ²

確認欄
[]

◎ 営業所又は事務所に関する事項 (営業所又は事務所を設ける場合)

営業所又は事務所の名称	東京営業所		
郵便番号	[Redacted]		
所在地	[Redacted]		
電話番号	[Redacted]		

確認欄
[]

営業所又は事務所の名称	[Redacted]		
郵便番号	-	[Redacted]	
所在地	[Redacted]		
電話番号	[Redacted]		

確認欄
[]

営業所又は事務所の名称	[Redacted]		
郵便番号	-	[Redacted]	
所在地	[Redacted]		
電話番号	[Redacted]		

確認欄
[]

受付番号

[Empty box for receipt number]

◎ 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項 (住宅宿泊管理業務を委託する場合)

住宅 宿泊 管理 業者	フリガナ	ラインアップ 株式会社
	商号、名称 又は氏名	LINE-UP 株式会社
	登録年月日	日 ー 30 年 06 月 15 日
	登録番号	F00117
	管理受託契約 の内容	別紙の管理受託契約の契約書面の写しのとおり

確認欄
[]

◎ その他の事項

<input type="checkbox"/>	住宅に人を宿泊させる間、不在 (法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。) とならない	
<input type="checkbox"/>	賃借人に該当する	<input type="checkbox"/> 賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している
<input checked="" type="checkbox"/>	賃借人に該当しない	
<input checked="" type="checkbox"/>	転借人に該当する	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸人及び転借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している
<input type="checkbox"/>	転借人に該当しない	
<input type="checkbox"/>	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当する	<input type="checkbox"/> 規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない (当該規約に住宅宿泊事業についての定めがない場合は、管理組員会居住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁ずる趣意がない旨を含む。)
<input checked="" type="checkbox"/>	住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当しない	

確認欄
[]

甲第B1号証

届出の再現の
住宅宿泊事業届出
2019年2月15日收受
2019年5月29日受理

※届出に受理という概念はないが、中央区が届出番号と標識の交付のことを、受理という言葉を使うので、そのまま利用する

甲第B2号証



区政情報一部開示決定通知書

令和2年11月11日

渡部 薫 様

中央区長 山本 泰人



令和2年10月28日に開示請求のありました区政情報につきましては、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 区政情報の件名	平成30年5月1日から同年6月16日までに区に提出された住宅宿泊事業届出書8通に関する以下の文書 届出住所：中央区日本橋本町4-1-4 建物名称：コンボジット日本橋三越前 (1) 各届出書における日付入りの收受印が押されている文書（1枚目のみ） (2) 文書管理カード
2 開示の方法	(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付
3 開示することができない部分、理由及び根拠	個人の氏名、印影、電話番号、住所、生年月日及び性別 上記部分は、中央区情報公開条例第8条第3号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当するため。
4 ※開示できる予定のある場合の期限	当該区政情報は、 一年 月日以後であれば開示できますので、同日以後改めて開示請求をしてください。
5 開示する日時	令和2年11月12日（木） 9時00分から 令和2年11月26日（木） 17時00分まで ただし、12時00分から13時00分までを除く。
6 開示する場所	中央区役所 1階 情報公開コーナー

- 注) 1 ご来庁の際には、この通知書を係員に提示してください。
2 ※印の欄は、当該区政情報を開示することができない理由がなくなる期限又はその予定の期限をあらかじめ明示できる場合に記入します。
3 ご都合の悪い場合は、あらかじめその旨下記までご連絡ください。
(審査請求及び取消訴訟)

甲第B2号証

第一号様式（第四条関係）

(A4)

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

東浩太郎 殿

届出者 商号又は名称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

受付年月日

	※
--	---

※ 届出番号	第	号
※ 届出年月日	年	月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]
商号、名称 又は氏名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED] - [REDACTED]
住 所	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

※

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
性 別	[REDACTED]

確認欄

※



From

日付: 2018年5月31日 23:01

件名: 【中央区】 5月6日付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について (ご確認

To:

甲第B3号証

*****添付ファイル暗号化のお知らせ*****

このメールの添付ファイルは中央区のメールシステムにより自動暗号化(暗号化zip形式)して送信されています。

パスワードは別メールにて送信いたします。

受信環境により、添付ファイルが削除される場合があります。

添付ファイルが無い場合は、送信者に連絡してください。

渡部 薫 様

中央区福祉保健部(中央区保健所)生活衛生課 生活衛生係です。
ご連絡が遅くなりまして、誠に申し訳ございません。
慎重に審議を重ねたことにより、お待たせしてしまったことについて
深くお詫び申し上げます。

5月6日付、渡部 薫 様からご提出していただきました、
住宅宿泊事業の届出に係る書類(8件分)につきまして、
ご確認させていただきたい点がございましたので、ご連絡申し上げます。
詳細な点について、複数の確認を必要とするところがございますが、
まず大前提として確認させていただきたいことがございますので、
下記のとおりお伝えいたします。

- ① 住宅宿泊事業届出書 第四面内、【第2条各号に掲げる家屋の別】として、
【入居者の募集が行われている家屋】を選択していただいておりますが、
一方で、【6】入居者募集広告の資料中には、「新築一棟民泊レジデンス」
と記載があります。
国が示す住宅宿泊事業法施行要領(以下、「ガイドライン」と言います。)に
基づき判断いたしますと、【入居者の募集が行われている家屋】の定義である
【住宅宿泊事業を行っている間、分譲(売却)又は賃貸の形態で、
人の居住の用に供するための入居者の募集が行われている家屋】に
該当すると言えないところです。
また、同じく【6】の資料中に「全9部屋まとめ借りのみの募集」との記載が
ありますが、これは同じくガイドライン上の【入居者の募集の意図が
ないことが明らかである】という内容に該当する可能性が高く、これもまた
ガイドライン上の【入居者の募集が行われている家屋】の定義を
満たしていると言えないところです。
加えて、この場合必要ではない【7】随時その所有者、賃借人又は転借人の
居住の用に供されていることを証する書類も添付されておりました。
仮にそちらを選択されていたとするならば、広告の記載内容から、ガイドライン上
この条件に該当しないとされる【民泊専用の新築投資用マンション】であると
判断されます。
以上のことから、(1)【第2条各号に掲げる家屋の別】は、どちらの内容なのか
ご確認ください。(2)どちらであったとしても、現在提示されている内容を
元に判断するならば、条件を満たさないと判断されるため、改めて
ご確認くださいと思います。

- ② 区では、【中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例】及び【同条例施行規則】
を定めております。URLは下記の通りです。
(<http://www.city.chuo.jp/smph/kenko/hokenzyo/jyutakujiyukuhakujigyogyorei.htm>)
こちらはご確認いただいておりますでしょうか。もしご確認されていないならば、
ご一読ください。特に重要な内容として、中央区全域において「月曜日の正午から
土曜日の正午まで」住宅宿泊事業が実施できないよう制限を設けております。
また、この条例及び同条例施行規則の内容を元に、提出していただく資料や要件がございます。
本メール添付で、その一覧及び様式の定めがあるものについてはその様式をお送り
いたしますので、ご確認ください。

法施行まで期間のないところまでご連絡となり、誠に申し訳ございませんが、本メール内容に
つきまして、ご不明な点等ございましたら、ご連絡いただければと存じます。
ご確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。
なお、住宅宿泊事業の実施に限らず、旅館業法に基づく簡易宿所として事業を実施される方も
ありますので、もしそのような検討をされるならば、別途担当の係をご案内いたします。

生活衛生係のお問い合わせ先は、以下のとおりです。

中央区福祉保健部(中央区保健所)
生活衛生課 生活衛生係
〒104-0044 中央区明石町12-1

Tel 3541-5936 Fax 3546-9554

甲第B4号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年6月1日 4:23
件名: Re: 【中央区】5月6日付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について (ご確認)
To: [REDACTED]

ご担当者殿

お世話になります。
当方全国100件ほど申請していきまして、ご指摘のあった

① 住宅宿泊事業届出書 第四面内、【第2条各号に掲げる家屋の別】

は当方の認識違いであり、正しくは

「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」

でしたので、修正をお願いします。

なお、そちらで修正していただい大丈夫と確認済みです。

この変更に伴い[7]入居者募集広告は必要ないということでしたので参考資料なり破棄をお願いします。

② 区では、【中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例】及び【同条例施行規則】

については承知しておりますが、現在当方と審査機関でのやり取りは運営方法や運営実態がどうこうではなく当方が提出した申請書に対して審査してもらうことです。

運営自体は申請書が受理（許認可番号の交付）されないという意味がありませんので速やかに手続きおよび審査をお願いします。

尚、下記については複数の自治体と協議・交渉の上双方合意している内容となります。

中央区につきましても二度手間になるのを避けたいため確認をお願いします。

・消防法令適合通知書：提出必要なし、審査に影響もなしと最終回答

すべての自治体が最初に提出を求めましたが、協議の結果、審査機関が審査における適合通知書提出の法的有効性を証明できず、（審査-交付に対して）提出の必要性はなくなりました。

中央区でも同様の対応となると思われますが、もし審査に必須だと相応のやり取りが生じますのでお伝えしておきます。

・業務委託契約書[13]

契約内容の詳細が必要とのこととこちらも協議の結果合意した範囲で追加資料をお送りします。

・宿泊面積等

ある自治体が非常に細かく正確な面積を要望しましたが、[8]図面が手書きでもよいとしていることから法的に正確性を求めるものではない、ということで提出した内容でOKとなりました。

それぞれの壁の寸法まで記載要望もありましたが過剰要望で取り下げさせていただいております。

[8]図面の正確性

上記同様、非常用照明等の安全設備についても正確性を求める要望がありましたが、過剰要望ということで取り下げさせていただいております。

・地図の提出など

住所がGoogle Mapsですぐに調べられる時代にわざわざ白黒のわかりにくい地図を求める自治体があります。中には用途別地図の提出を求めるところがありましたが、これも審査機関が住所からGoogle

Maps等で審査するものであり、申請者に強いるものではありません。

その他、審査プロセスが初めてなのか法的有効性のない要望やほとんど意味のない資料の提出を多数受けることがあります。

例えば設計図の提出、設計士の署名証明、近隣の説明会実施証明など、こうしたガイドラインに明確に審査基準になっていないものは各自治体の条例で規定していない限り審査プロセスに持ち込むことは難しいことを最初にお伝えしておきます。（あくまでお願いレベルであればいいですが、審査の必須条件にはできません）

尚、当方すべての自治体の審査プロセスを詳細に記録しておりまして、自治体ごとに異なる審査基準を見定めております。

不快に思われるような質問や逆要望を出すこともありますので予めご了承とご理解をお願いします。

以上

6月15日まであまり時間がありませんので審査よろしくをお願いします。

甲第B5号証

From: [REDACTED]

日付: 2018年6月8日 10:57

件名: 回答がなく行政手続法違反に抵触する可能性あり法的手段も検討したほうがいいですか→ Re: 【中央区】5月6日付
住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について (ご確認)

To: [REDACTED]

中央区審査担当者殿

6月15日の新法施行日が迫っており、まったく審査の進捗の回答がないため当方困っております。これほどひどい対応を受けるのは心外です。

明らかに行政手続き法に違反していますので以下の内容を早急に回答ください。

またこうした手段に出なければならないことに対して大変不本意でかつ今後の審査や受理後の良好な関係維持を考えると不安ですが、あまりに不透明すぎる対応のため止む得ません。

どのような体制で臨まれているのかわかりませんが、状況をお知らせください。

尚、6月15日には到底間に合わないと思われまますので、中央区が住宅宿泊事業法に関する取り締まりを強化するなら、不服申し立てと行政処分の停止申請しなければなりませんのでそのあたりの見解も教えてください。

6月15日の施行日が迫っておりますので受理予定日をお知らせください。

■中央区の行政手続き違反内容

- ・5/6ごろ申請書を受け取っているはずなのに受領連絡なし
- ・最初の回答に申請者から照会して初めて回答 (3週間かかる)
- ・担当者・責任者の記名なし
- ・審査プロセスの説明なし
- ・審査の標準期間の説明なし
- ・質問に対して回答してから1週間以上回答なし

■受理されないことによる不利益

- ・6月15日～の刑事罰のある法令に抵触する可能性があり、不安、防衛手段を取らざるえない
- ・金銭的損害が発生
- ・精神的苦痛

少なくとも中央区の受理体制の不備を認め、6月15日以降の処罰の対象にしないということにしてくれなければ法的手続き取らざる得ません。事態の深刻性を理解ください。

■行政手続き法

申請に対する処分

申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく審査を開始しなければならない(第7条)。そして、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、原則として、同時にその理由も示さなければならない(第8条)。

なお、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる具体的基準(審査基準)を設定(第2条・第5条)し、原則として、公にしておかなければならない(第5条第2項)。また、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分までに要する標準的な期間を定めるよう努め、定めた場合には公にしておかなければならない(第6条)。

甲第B6号証

2018年6月8日 17:40 [REDACTED]

> 渡部 薫 様

>

> 中央区保健所生活衛生課長の [REDACTED] と申します。

> このたびはご心配をおかけいたしております。

> さて、貴殿の事業につきましては、

> 区としての判断を慎重に下すべき事案と考えられます。

> つきましては、来週早々に連絡できるようにいたしますので、

> 少々お時間をいただきますようお願いいたします。

>

> 中央区保健所生活衛生課長 [REDACTED]

>

甲第B7号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年6月12日 15:31
件名: 【中央区】5月6日付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について
To: [REDACTED]

渡部 薫 様

中央区保健所生活衛生課長の [REDACTED] です。
本件、回答遅くなり申し訳ございません。

さて、今回ご提出いただきました書類について、
慎重に確認をいたしましたところ、

- ①当該住宅に係る広告の記載内容
- ②所有ではなく賃借物件であり、自身の住民登録は近接区であるという点
- ③同一人が複数の部屋を賃借しているという点
- ④水道料金の領収書が建物全体に係るものであり、宛名が会社名義であるという点

これらの点から、国のガイドライン上の【随時居住の用に供されている家屋の具体例】の
いずれにも当てはまるとは言い難く、客観的に【随時その所有者、賃借人又は
転借人の居住の用に供されている】と判断するのは困難であり、
民泊専用の新築投資用マンションである可能性が高いとの判断に至りました。
つきましては、現状、貴殿の8件は、
住宅宿泊事業として届出受理とすることは難しいところです。

なお、届出件数及び受理件数に関しましては、
平成30年6月12日現在、届出9件、受理なしです。

また、簡易宿泊所の件につきましては、中央区のHP上、
<http://www.city.chuo.lg.jp/kenko/hokenzyo/kankyoeisei/todokede.files/ryokangyo-sidou-youryo.pdf>
こちらのページに、営業許可等に関する基準が公開されています。
ご一読いただき、さらに詳しくお話を聞かれないということでしたら、
生活衛生課環境衛生係（電話：03-3541-5938、ファクス：03-3546-9554）まで
ご連絡ください。本区での住宅宿泊事業は、営業時間を土曜日の正午から
月曜日の正午までに限っていますが、旅館業法に基づく営業であれば、
一定の設備構造を満たす必要はあるものの、営業日数に制限はございません。
よろしく願い申し上げます。

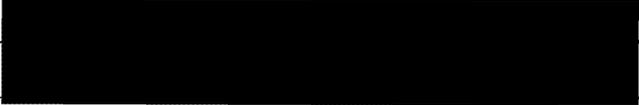
中央区保健所生活衛生課長 [REDACTED]

甲第107号証_2

副本

乙第19号証

処 理 経 過	記 番 号	30中 福衛 第358、 第390-376号	保存年限	常用5年				
	取 受	平成30年5月8日	開示、非開示 等の別	部分開示				
	起 案	平成30年6月11日	開 示 可 否 の 審 議	部分開示又は 非開示の理由	中央区情報公開 条例第八条			3 特定の個人
	施 行 定	平成30年6月12日						
	決 裁	平成30年6月11日	時 限 性 の 有 無	無	主 管 課 長	[Redacted]		
施 行	平成30年6月12日	() まで						
決裁区分	区 長	副区長(審議)	副区長(協議)	部 長	担当部長	課 長	係 長	
丙	[Redacted]			主 管	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	部 長	課 長	係 長	審 査				
協 議	[Redacted]			総務部長	総務課長	法規係長	[Redacted]	
	[Redacted]			庶務主管課長	文書主任	文書取扱主任	[Redacted]	
決 裁 後 供 覧	部 長	課 長	係 長	特別取扱い				
	[Redacted]			浄番・添付番				
	[Redacted]			公印	発送			
	[Redacted]			起 案 者				
件 名 中央区における住宅宿泊事業の実施の8件の届出（中央区日本橋本町4-1 4-4コンボジット日本橋三越前101、201、202、203、30 1、302、401及び402）について 標記について裏面のとおりに 回答する ことといたしたい。								

1	目的
	平成30年5月8日付けで提出された8件の届出 (以下「本届出」という。)について、
	(1) 当該住宅の入居者募集に係る広告に、「新築 一棟民泊レジデンス」及び「全9部屋まとめ借 りのみの募集」と記載されている点
	(2) 所有ではなく賃借物件であり、届出者の住民 登録は近接区であるという点
	(3) 同一人が複数の部屋を賃借しているという点
	(4) 水道料金の領収書が建物全体に係るものであ り、宛名が会社名義であるという点
	これらの点から、平成29年12月に国が策定し た住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)記載の 「随時居住の用に供されている家屋の具体例」のい ずれにも当てはまるとは言い難く、客観的に「随時 その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供され ている」と判断するのは困難であり、適法な届出と は認められない(不受理)との回答をする。
2	届出者
	(1) 氏名
	渡部 薫
	(2) 住所
	
3	住宅宿泊事業実施住宅の所在地
	(1) 東京都中央区日本橋本町4-14-4

コンボジット日本橋三越前（以下「同建物」と
いう。） 1 0 1

(2) 同建物 2 0 1

(3) 同建物 2 0 2

(4) 同建物 2 0 3

(5) 同建物 3 0 1

(6) 同建物 3 0 2

(7) 同建物 4 0 1

(8) 同建物 4 0 2

地図は別紙のとおり

4 届出書類

別添のとおり

甲第B8号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年6月19日 8:44
件名: Re: [REDACTED] 付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について
To: [REDACTED]

[REDACTED] さま

お世話になります。
本件についても1週間回答がありませんが中央区では民泊申請を認めたくないなにか特有の理由があるのでしょうか。
事情があるなら当方も配慮しますがこのまま無視が続くようであれば当方もいろいろ検討しなければなりません。

早々にご回答をお願いします。

2018年6月12日 16:13 [REDACTED]

> [REDACTED] さま

>

> お世話になります。

> ご回答ありがとうございます。

> 中央区の判断については残念ですとしか言いようがないのですが、それが中央区の判断であれば仕方ありません。

>

> なお、受理拒否理由については決裁責任者の捺印入で拒否理由書を書面でいただけないでしょうか。あと申請書は証明書などの個人情報もたくさんありますので返送いただけるのでしょうか。また申請で知り得た情報は他の機関に一切共有されないということで間違いないでしょうか。

>

> 拒否理由の書面がいつまでに受け取れるかある程度の日数もお知らせください。

>

> あと一点相談ですが、他の自治体と全く同じ申請をしているにも関わらず修正や追加のアドバイスもなく、いきなり受理を拒否されるのは受け入れがたいところがあります。

>

> 当方の申請の仕方やこれまでの問い合わせ方等がなにか影響していますでしょうか。

> メールで記録の残るやり取りではこれ以上進みそうにありませんので、一度弁護士同席の上、今後の中央区の民泊に対する取り組みについて顔を合わせてお話しさせていただけないでしょうか。

>

> なお、大手メディアも今回の中央区の決定には関心を示しており、ぜひ取材させていただきたいと要望があります。

>

> 以下のご検討ください。

>

> ① 渡部と弁護士の面談相談を受け付ける

> ② 渡部と弁護士の面談相談と取材記者の同席を受け付ける

> ③ いずれも受け付けない

甲第B9号証

From: [REDACTED]

日付: 2018年6月21日 7:04

件名: 【届出】形式上の要件を満たし義務を果たしました

To: [REDACTED]

中央区 [REDACTED] さま

中央区の対応は到底この民泊新法（住宅宿泊事業法）施行に敬意を示していると思えず、また当方も旅館業法や住宅宿泊事業法に問われるリスクをありますので以下の通りとさせていただきます。

届出書は間違いなく5月6日に中央区役所担当部署に到達しました。
その結果を持ちまして
行政手続法第37条届出に定められている通り
形式上の要件を満たし義務を果たしましたのでご報告とさせていただきます。

尚、本決定に関しては当方も何度も話し合いの機会を打診しましたが一向に返答もなく役所の行政手続上、あり得ない無視の対応となりますので、弁護士、行政書士に相談した上で、専門家の意見をきちんと確認した上での対応です。

さらに中央区の対応によって当方は経済的損害も被っておりますので今後の対応次第では損害賠償請求訴訟に発展する可能性もありますのでご了承ください。くれぐれも届出先住所周辺で不審な監視や保健所・消防等への通告などお控え頂ますようお願いいたします。

今後のもし連絡が必要な場合は、顧問弁護士と行政書士につなぎます。

行政手続法 第37条

届出とは、役所に対して一定の事項を通知する行為であって、そのことが法令で義務付けられているものです（そのため、役所からの処分（例えば、許可をする／許可しない）を前提としている「申請」は除かれます。）。

届出に必要な書類がそろっている、定められた様式で届出が記入されているなど、法令が定める形式上の要件を満たす届出が提出先とされている役所に届いたときは、「届出をする」という手続上の義務は完了したことになります。

したがって、役所は、形式上の要件を満たす届出が正しい提出先に到達したら、その届出がなかったものとして取り扱うこと（例えば、届出を受け取らない、返却するなど）はできませんので、その旨を役所に説明してください。

ただし、形式上の要件を満たす届出が正しい提出先に到達しても、その届出の内容に誤りがある場合など、その届出の根拠となる法令の要件を満たしていないものは、届出としての法的な効果は発生しません。

(第37条)

甲第B10号証

From [REDACTED]

日付: 2018年6月27日 1:19

件名: RE: 【中央区】 5月6日付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について

To: [REDACTED]

渡部薫様

中央区福祉保健部生活衛生課長の [REDACTED] です。遅くなりましたが以前のメールに回答いたします。
まずは理由を書面でとご所望ですが、理由については既にご案内したとおりであります。
電話やメール、口頭の申し出に対して特別に文書を発することは考えておりません。
また、書類の返却ですが、「住宅宿泊事業届出書」以外の添付書類はお返ししたいと思います。
その際は、渡部様から届出を取り下げる旨の文書をいただくと幸いです。
弁護士同席の面談をご希望とのことですが、本区担当を通じて日程を調整のうえお越しいただければと思います。
なお、取材については、本区広報課に申し込まれるように記者の方へお伝え願います。
渡部様に限らず、住宅宿泊事業については慎重に対応しており、質問から回答までに期間を要することをご理解願います。

中央区福祉保健部生活衛生課長
中央区保健所生活衛生課長

[REDACTED]
電話：03-3541-5935
FAX：03-3546-9554

甲第B11号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年6月27日 5:43
件名: Re: 【中央区】 5月6日付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について
To: [REDACTED]

[REDACTED]さま

お世話になります。
外出先からでしたので改めて本件について返答します。

あなた方が毎日どういう気持ちで仕事をしているのか知りませんが、
こちらは6/15から住宅宿泊事業法および旅館業法の罰金が100万円だったり懲役6ヶ月などの罰則を背負っているのですよ。

そういう法令に抵触しないように5/6から届出しており、
メールだから、慎重に対応したいから、という理由で公務員の職務を放棄できるならいいですね。

実際に今は毎日8部屋分15万円くらい損失を出しているわけで、

>渡部様に限らず、住宅宿泊事業については慎重に対応しており、質問から回答までに期間を要することをご理解願います。

理解してもらえているわけですか。
札幌や北海道では同じ期間に100件以上の届出を土日も含めて真摯に対応しているわけです。

自分たちがどういうことをしてきたかよく考えてみてください。

甲第B12号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年7月10日 16:34
件名: 【中央区】 5月6日付 住宅宿泊事業の届出について
To: [REDACTED]

渡部薫様

中央区福祉保健部生活衛生課長の [REDACTED] です。

渡部様から、6月27日に2通、翌28日に1通の電子メールの送信を受けましたことから、改めて本メールをお送りさせていただきます。

本区といたしましては、コンポジット日本橋三越前
(平成29年5月新築、全9室)の8室に係る渡部様からの
民泊一括申請につきましては、受理いたしかねます。
この点は、当初から変更ございませんし、
理由についても既にご案内のとおりです。

渡部様からも、「残念ですが、仕方ありません」旨のお言葉を頂戴し、
また添付書類についても可能なものは返送されたい旨のお申し出が
ありましたので、それを前提として返信を差し上げたところです。

その後、渡部様からは、本件については、弁護士、司法書士及び
行政書士にも相談の上、観光庁にも報告済みである、とのことであり、
またこれまでも司法機関の判断を求める旨のお言葉があり、
今回も改めて言及しておられますので、そのような状況下における
弁護士同席での面談は適切であるとは思えないところです。
したがって、この点については、前回(6月27日)メールから
変更させていただきます。

本区において慎重に対応しているため時間を要していることに
つきましては、改めてお詫び申し上げますが、
本区の対応等には変わりのないことをご理解ください。

中央区福祉保健部生活衛生課長
中央区保健所生活衛生課長

[REDACTED]
電話：03 3541 5935
FAX：03 3546 9554

甲第B13号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年7月10日 23:12
件名: Re: 【中央区】5月6日付 住宅宿泊事業の届出について
To: [REDACTED]

お世話になります。
残念ですが仕方ありません、というのは届出を取り下げるという意味ではなく
やり取りの流れを正確に読めばわかると思いますが
中央区の対応に対して残念ですがしかたないですね、第三者機関で判断してもらうしかないですね。という意味です。
なんでも都合よく解釈するのはやめてください。

こちらは中央区の判断そのものに口出しすることはありませんが、行政手続きは行政手続きできちんと遵守してくださいという意味です。
こちらは住宅修伯事業法に対してきちんと届出をして、行政手続き法第37条届出に照らし合わせれば役所が届出を拒否することはできません。

中央区の判断は残念ですが仕方ありません、届出は拒否できませんが、拒否するならば責任者の署名捺印入で拒否理由を書面で通知ください。
そうしないと行政訴訟もできません。

現段階では私の届出の義務は完了しているというステータスですのでお間違いないようお願いいたします。
届出は到達した時点で義務を完了すると【法律】で定められています。

中央区が形式上の要件をきちんと定義して届出者に説明できないのであれば届出は完了します。

尚、当方はなるべく中央区に寄り添いますが、これ以上届出者をバカにしたようなかつ国民主権を侵害するような態度ややり取りを繰り返すようであれば、担当職員および責任者には本気で行政訴訟にてはっきりしてもらうこととなりますので予めご了承ください。

そちらにもリスクがあるでしょうし、こちら行政に対して訴訟までしてはっきりさせたくありません。
繰り返しになりますが届出は完了していますので速やかに届出番号の交付をお願いします。

尚、観光庁民泊適正指導室にもBccでメールいれさせていただいております。

甲第B14号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年8月1日 17:37
件名: 最後の確認→【中央区】5月6日付 住宅宿泊事業の届出について
To: [REDACTED]

■さま

お世話になります。
暑い日が続きますがいかがお過ごしでしょうか。
最初に届出してから約3ヶ月、辛抱強く中央区の対応をお待ちしましたが進展がありません。

中央区への住宅宿泊事業届けについて当方からは最後の確認となります。

本日、当方が届出を出して届出番号をもらえていなかったある自治体でついに当方の主張を認めていただき届出番号の交付となりました。

これで全国の10自治体以上に届出をして、未だに届出番号を交付してくれないのは中央区だけとなりました。さらにつけくわえるなら中央区の無視する対応が一番ひどいです。

それぞれ自治権を主張してそれなりの理由があるのしょうから、私どもとしては届出の義務が完了しているにも関わらず公権力を行使して届出番号を交付しないことに関しては相応の責任をとってもらえればと思っています。

つきましては3営業日以内に中央区の届出番号が届かない場合は以下の相談を実行しますので予めご了承ください。

中立的な機関への相談し、不本意ながら関係した職員の対応責任を追求します。

総務省行政評価事務所
地方自治体の人事院：総務部総務課、人事課、法制契約課など職員の職務を監督する部署
区議会、区長、副区長、区議会議員など
裁判所
インターネットメディア等でどちらの主張に正当性があるか公開

当方の主張が立証された場合（確実に立証されるのですが）職員の方は以下の法令に抵触する場合があります。当方としては立証手続きまで進みたくありません。

- ・行政手続法違反
- ・地方公務員法違反による懲戒処分対象
- ・憲法違反
- ・基本的人権の侵害
- ・職権濫用罪（←これは刑事罰）
- ・損害賠償請求対象

尚、最後の自治体が最終的にこちらの主張を認めたのは、職員が行政手続法において届出を正当な理由なく妨害した違法性を総務部が認めたからです。

中央区の職員の対応についても同様に当てはまりますので、速やかに行政手続法に基づき番号の交付をお願いいたします。

住宅宿泊事業法には住居（居住）の定義は365日中1日でも可とされ、添付資料で居住証明のレシートを提出していることにより形式上の要件を満たしてあります。

このような法令を一つ一つ細切れにして届出番号を得なければならないメリットは当方ありません。■に置かれましても当方にそこまで届出番号の交付を拒否する理由はありません。なぜこれほどまで中央区が民泊を拒絶するのか理解できません。特別な理由があれば遠慮なく相談ください。なるべく中央区の意に沿うよう努めます。良識的なご判断に期待しています。

どうぞ慎重に対応いただきますようお願いいたしますm(_ _)m
渡部

甲第B15号証

From: [REDACTED]
日付: 2018年8月4日 13:22
件名: 【調査・回答願い】保健所職員 [REDACTED] 氏の住宅宿泊事業届けの妨害行為・権利侵害等について
To: [REDACTED]
[REDACTED]
Cc: [REDACTED]

総務課 総務係、法規係、情報公開係
職員課 人事係
区民生活課 総合相談窓口
広報課 広報係

それぞれの担当者へ

平素よりお世話になります。

このような内容を申し立て・相談すること自体が大変残念なことでありますが、この3ヶ月中央区【保健所】担当 [REDACTED] 氏と辛抱強くやり取りをしてきましたが、[REDACTED] 氏が事の重大性を理解せず、独断なのか保健所組織的行為なのかわかりませんが、【届出】で得られる私ども【国民の基本的な人権および権利】を平気で【侵害】し、改善要望にもまったく応えてもらえないばかりか、そもそもやり取りを【無視・拒否】しますので、【中立的な部署で本行為における違法性および国民に対する公務員の職務放棄についてきちんと調査し、これが正当な職務行為であるかどうか】回答願います。

尚、最初の誤解のないように断っておきたいのですが、私は行政と敵対してまで届出番号を交付してもらいたいと思ったことは一度もなく、単に届出なのだから普通に番号が交付されていると思っていました。しかしながら [REDACTED] 氏の態度と対応があまりにひどくこれを放置し、こうした不当な公権力の行使は看過できないということになり不本意な相談であることを十分理解していただければと思います。

みなさん公務員が公務員の身分を憲法で保障されているように、国民も国民の権利を得られることを憲法が保障しています。一保健所の、一職員の考え方で憲法で保障された権利を侵害しないでください。

他の自治体は民泊に反対だったとしても本当に真摯にこの住宅宿泊事業届けに対応いただきました。中央区だけこのような法令を無視した対応をしています。心からは是正していただきますよう願います。

担当を変えて、速やかに手続をしていただけるのであればそれが一番よいです。

■相談者

・相談者：渡部 薫（わたなべ かおる）
・東京都江東区豊洲 3-6-5 4111
・ info@gcloudapps.com

■調査概要

住宅宿泊事業届出手続きにおける保健所の職員の度重なる法令に抵触する可能性のある違法行為について、当方からその証拠を提示するので、中立的な立場で、この行為が法令違反かどうか判断してもらい、もし違法行為が立証されるなら関係職員を相応の処分対象として、かつ住宅宿泊事業届出が法令に定める届出である以上、速やかに届出番号を交付していただくことを要望します。

甲第 B 1 6 号証

【調査・回答願い】

保健所職員X氏の住宅宿泊事業届出
の妨害行為・権利侵害等について

甲第B17号証

平成30年8月23日

渡部 薫 様

中央区総務部総務課長
Y

電子メールによる調査依頼への回答について

日頃は、中央区の保健衛生行政にご協力いただき、ありがとうございます。
渡部様から平成30年8月4日付けで送信されました電子メールによる各部署に関わる調査の依頼について下記のとおり回答いたします。

記

1 回答事項について

渡部様から多くの質問をいただいておりますが、概ね「保健所の職員の行為が法令違反かどうか」、「違法行為が立証された場合の関係職員の処分」及び「届出番号の交付」の3点にまとめられると思いますので、それぞれについてご回答します。

2 回答について

(1) 保健所の職員の行為が法令違反かどうか

ア 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに届出をしなければならないところ、ここにいう住宅は、同法第2条第1項各号の要件を満たすことが必要です。

ところが、渡部様からの届出に係る住宅は、保健所から平成30年6月12日の電子メールにて確答したとおり、住宅宿泊事業法第2条第1項第2号の要件を満たしておりませんので、当該事業を適法に営むことが可能であるかのような外観を呈する標識（届出番号入りのもの）を発行することはできないというのが保健所の考えです。

イ 行政手続法（平成5年法律第88号）第37条に届出について明記されておりますが、届出をすべき義務には、①通知行為を完了させるいわば手続上の義務と、②真実の事項を通知するいわば実体的な意味における義務の2つがあるところ、ご指摘の条文に「当該届出をすべき手続上の義務が履行された」と明記されているとおり、当該条文は、もっぱら手続的側面である上記①に着眼した規定です。

本件については、届出の内容が正しくなければ、それに応じた実体的効果が生じることはありません（上記②の関係では、住宅宿泊事業法第73条第1号には、虚偽の届出に対する罰則まで規定されています。）。

ウ 以上から、渡部様からの届出に対する保健所の取扱いに違法性はありません。

(2) 違法行為が立証された場合の関係職員の処分

上記（1）のとおり、保健所における渡部様からの届出の取扱いに違法性はありませんので、関係職員の処分は行いません。

(3) 届出番号

渡部様からの届出は、上記（1）のとおり、実体的効果が生じないため、届出番号を発行することができないとする保健所の対応に問題はありません。

問合せ先

住宅宿泊事業について

福祉保健部生活衛生課生活衛生係（中央区保健所）

法令解釈について

総務部総務課法規係

公開請求について

総務課情報公開係

関係について

人事係

情報

総務部

職員の服務

総務部職員課

甲第B18号証

平成30年9月5日

渡部 薫 様

中央区保健所生活衛生課長

x

渡部様から平成30年8月29日にいただきました電子メールについて次のとおり回答いたします。

なお、参考として、当方が渡部様にお送りしました平成30年6月12日及び同月27日の電子メールを末尾に再掲いたします。

1 届出書の修正及び追加書類の提出について

渡部様から提出していただいた届出に係る物件は、平成30年6月12日の電子メールで確答したとおり、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第1項第2号の要件を満たしていません。

渡部様は、この要件を今から満たそうとして、届出書の修正や追加書類の提出について言及されていますが、現在の不備は、形式上のものではなく、上記要件すなわち実体的な意味における義務に関するものであって、事後的に修正できる性質のものではありません。

2 届出書の返却

渡部様の届出書は保健所において既に受付処理をしており、内容に不備があってもそれ故に返却すべきものではありません。

しかし、渡部様から届出を取り下げる旨の文書の提出がありましたら、平成30年6月27日の電子メールでご案内したとおり、その後速やかに「住宅宿泊事業届出書」以外の添付書類についてはご返却します。

なお、取下書は任意の書式でかまいませんが、次の事項を記載し、郵送してください。

- (1) 取下日
- (2) 宛先（中央区長）
- (3) 住所、氏名（自署及び押印）及び連絡先
- (4) 物件の所在地、建物名及び部屋番号
- (5) 平成30年5月6日に行った住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を取り下げる旨

回答は以上になります。

【平成30年6月12日電子メールの再掲】

渡部 薫 様

中央区保健所生活衛生課長の■■■■です。
本件、回答遅くなり申し訳ございません。

甲第B19号証

From: [REDACTED]

日付: 2018年9月8日 13:54

件名: 公権力行使決裁者捺印入証明回答を郵送で→【中央区】平成30年8月29日付メールへの回答

To: [REDACTED]

[REDACTED]さま、[REDACTED]さま

回答を受け取り内容は確認しました。

読めば読むほど非常に不可解でこちらとは相容れない法的解釈であることを確認しました。

また自分たちに比較的可利な形式上の要件のみ取り上げており、標準処理時間ややり取りや窓口対応を無視し続けていることについてはなんの調査も言及もなく十分な調査が行われたとは到底思えません。

■中央区保健所の住宅宿泊事業届出が無効であるという定義および表現

(以下、無効・拒否という)

形式上のものでなく、上記要件すなわち実体的な意味における義務に関するものであって、事後的に修正できる性質のものではありません。

中央区保健所が住宅宿泊事業法をどのように解釈し公権力を行使するかはそちらに権利がありますので私がとやかくいうことはありませんが、私の方も国民の権利として住宅宿泊事業法と行政手続法の届出に則り手続きの義務を果たし完了しているという解釈には変わりありません。

お互い憲法が保障している基本的人権と自治権のぶつかり合いです。

形式上の要件に不備があったとして、最初の返信（指摘）で届出が修正の効かない無効であるという解釈をこちらはどう読み取っても見出すことができません。私がバカなのか、どこをどう読めば明確に届出書自体が無効だとされているんでしょう。無効だったのならなぜ120日も明確に無効だと言えなかったんでしょうね。

今回のより具体的な回答において明確に無効と通達しておりますが、それすらもこちらが最後通告と関係各部署に調査依頼したから行われたことであり、それがなければ以前の状態のまま届出はそちらに今日と変わらず到達したままの状態であったことを証明できます。

5/6の届出が中央区に到達して以来120日以上行政手続法の則った適正な処理がされているとは到底認めることはできません。

6/15に新法施行前にも何度も施行され刑事罰のある法律に抵触する可能性があり不安だという事も知っておきながら、120日間も放置して届出者に説明責任を果たしたと言えますか。面談まで断って放置しておいて説明責任を果たしたと言えますかね。

これでこちらが納得したと勘違いされては困りますので明確にしておきます。

私、届出者渡部薫の住宅宿泊事業届出は5/6に届出の義務を果たし、完了しております。

証 9 I B 第 甲

届出が完了する必要十分条件である、
届出者の届出の義務を果たすという必要条件是満たしており、
法的には形式上の要件を満たすという十分条件の解釈で、
中央区は満たしていない、私は120日間も放置され満たす義務を果たさせることすらさせてくれなかったによる結果して十分条件を満たしたと解釈しております。

東京都中央区が私の国民の権利である届出を無効・拒否したいのであれば、メールでは不十分ですので、決裁者の署名捺印入り、かつ無効・拒否理由および具体的な条項を示した上で書面による回答を要望します。

特に重要なのは届出書を無効・拒否にした決裁者です。

■ でしょうか、その上司でしょうか、それとも区長でしょうか。

届出提出先は区長ですので区長であるなら決裁者区長の決裁証明書を

それ以外の人間であるなら区長からの権限の専決・代決などの事務処理権限の証明書も添付ください。

区長が中身を知った上で無効・拒否決裁したならなんの躊躇もなく無効・拒否通知書に捺印できますよね。

今回の回答は ■ 氏ですが、選挙で選出もされていない ■ のような、たかが保健所の一職員が国民の権利を無効にできるのか不思議です。権限の移譲を受けているのあれば証拠を提示ください。

心配しないでください、

中央区が正しいことをしているのであればなんの心配もありません。

これまでの行為すべて適性で、正しい手順で、正しい決裁者が国民の権利を無効・拒否にする公権力は持っています。内部調査ではまったく問題なかったでしょう。

しかし公権力を行使した以上は、国民（区民）に説明・証明責任を果たしてください。

書面（郵送）による到達期限は9月14日金曜日18時とさせていただきます。

この日までにすでに出来上がっている本回答の明確な決裁者の証明および郵送ができない場合は何かしら不正があると思われるので、中央区の回答（解釈）そのものを根拠のないもの、無効とさせていただきます。

お互いが誤解や認識間違いをしないよう通知書名は以下の通りとしてください。

「到達済み住宅宿泊事業届出自体無効・拒否通知書」

私としては行政の長である区長が本当に ■ とのやり取りをすべて読んでいて国民（区民）の権利をここまで無効にしたのかに多大な関心があり、無効・拒否回答を心待ちにしております。

■ 公権力行使決裁者捺印入証明回答の郵送先

期限：9月14日（金）18時 消印有効（送付したら送付した連絡をお願いします）

〒135-0061

東京都江東区豊洲3-6-5-4111

渡部薫

From: [REDACTED]
日付: 2018年9月14日 17:05
件名: (中央区) 平成30年9月8日付けメール2通へのご回答
To: [REDACTED]

甲第B20号証

渡部 薫 様

渡部様から平成30年9月8日にいただきました電子メール2通について、次のとおり返信します。なお、返信内容については、総務課及び広報課と協議及び調整をしたものになります。

- 1 1通目（午後1時54分発信）について
渡部様からのご質問については、すでに6月12日、8月23日及び9月5日に本区から複数回、ご回答、ご返信しているところですので、これまでの電子メール及び送付文書をご覧くださいと存じます。
また、実体的効果が生じることのない私人の行為である本件について、証明文書を発行することはできかねます。
ご了承ください。
- 2 2通目（午後9時52分発信）について
 - (1) 決裁権限について
通常の住宅宿泊事業等関係行政事務の処理は、福祉保健部生活衛生課生活衛生係が分掌しており（中央区組織規則（昭和40年3月中央区規則第1号）第13条）、当該事務については、福祉保健部長が専決します（中央区処務規程（昭和40年4月中央区訓令甲第2号）第9条）。しかし、渡部様の届出に関しては、その内容に誤りがあり、通常の事務処理が行えないことから、区全体でその取扱いを検討した上で無効の判断をしています。
 - (2) 情報公開について
本区HPに掲載しております「個人情報保護制度のあらまし」（<http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/zyohokokai/kozinzzyohohogoseido.html>）又は「情報公開制度のあらまし」（<http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/zyohokokai/zyohokokaiseido.html>）をご覧ください。
 - (3) 8月末時点における件数について
8月末時点における本区への住宅宿泊事業に係る届出の件数は、24件です。
なお、渡部様と同様の届出拒否数については、ご回答できかねます。
 - (4) 取材について
取材は、マスメディアがニュースや記事等のために情報収集するものと捉えていますので、渡部様からの「取材」はお受けできません。

以 上

中央区福祉保健部生活衛生課長
中央区保健所生活衛生課長
[REDACTED]
電話：03-3541-5935
FAX：03-3546-9554

甲第B21号証



30中福衛第122号

平成30年8月2日

合同会社NEO 御中

(代表社員 堀内 尚子 様)

中央区長 矢田 美 英



住宅宿泊事業届出書受理通知

東京都中央区日本橋本町4-14-4 コンポジット日本橋三越前102号における住宅宿泊事業届出書を平成30年7月26日付けで受理いたしましたので、通知いたします。届出番号は以下のとおりです。

【届出番号】

第M130005637号

なお、住宅宿泊事業法第13条の規定に基づく標識については、公衆の見やすい場所に掲示してください。

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business

【 届 出 済 】
CERTIFIED



届出番号 Number	第M130005637号
届出年月日 Date of Notification	平成30年7月26日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	株式会社 M's -support
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	国土交通大臣 01第P00195号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	03(0457)8029

中央区長

【問合せ先】

中央区保健所 生活衛生課 生活衛生係

担当：

電話：03-3541 5936

メールアドレス：seiei_01@city.chuo.tg.jp

甲第B 2 2号証

控訴審_東京高等裁判所
令和元年(ネ)第4 5 6 2号
国家賠償請求控訴事件

甲第B23号証

2018年12月11日

証言宣誓書

2018年12月11日

証言日：2018年11月11日

宛先：中央区長

私、[REDACTED]は、下記の通り、中央区職員が発言と指導・アドバイスを受けたことを証言し、その内容に間違いがないことを宣誓します。

記

訪問日：2018年10月28日

用件：住宅宿泊事業届出について

窓口：中央区保健所生活衛生課

対応者：窓口女性（氏名わからず）および[REDACTED]

相談内容

該当住所部屋番号の届出予定新規に各借主契約者であり、以前の契約者が届出を受理されなかったと聞いたので、確実にこの部屋の届出が受理されるのか事前に相談・確認した

回答内容（言動に若干の違いがある場合もある）

担当者から「その部屋ならすでに届出者の方がいます」と聞きました。

私は部屋の内見してから相談しに行っていましたので、現在は借主がいなくても保健所は「そんなこと知りません」と言っていました。

【届出中の方が取下げがないと新規に届出できません】と言われて、保健所からは取却要請しているが、大家さん経由で相談してみてもアドバイスをくれました。

住所：東京都中央区日本橋4-4-14

部屋：コンポジット日本橋三越前302号室

本証言から疑惑が生じる事実内容と脅迫罪に抵触する可能性について

中央区保健所は、渡部薫に再三渡部薫の届出は法的に無効であると主張・通知しているにもかかわらず、証言日時時点で届出が法的に有効な状態で保管されていることを証明している。無効であれば新規の届出は受け付けられるはずで、渡部薫の取下げは必要ない。有効であれば新規の届出は受け付けられず渡部薫から必要なのは取下げではなく、届出の廃業届である。公権力者からの義務のない取下げ強要は公務員職権濫用罪にあたり、また中央区の主張が通るなら渡部薫は第三者の届出の権利を侵害していることになり、その権利侵害と損害の責任を中央区が渡部に押し付けていることになり、渡部が取下げなければ永久に権利侵害となり、さらに中央区は渡部に対して第三者の権利侵害を人質に取り、それを止めたければ届出を取り下げろと脅迫しているのと同じであり、中央区から正当な説明と証明がなければ脅迫罪の適用も考えられる。

2018年11月30日

証言者

証言者

東京都江東区豊洲3-6-5-4111

渡部薫



甲第B24号証

住宅宿泊事業届の地位確認書

2018年10月31日

確認者：渡部 薫

住 所：

記

届出者渡部薫は、東京都中央区保健所に対して、私、渡部薫が2018年5月6日届け出した住宅宿泊事業届が、2018年10月31日現在、行政手続法第37条届出の法律上どのような状態にあるのか、その地位確認を求めるものである。

届出の地位の状態を明確にし、いずれかにチェックし、回答すること。なお11月9日の期限内に回答がない場合は、中央区が第三者に示したとおり、渡部薫の住宅宿泊事業届出は、法的に有効で行政手続法第37条届出にある通り、その届出は届出機関に到達しておりその義務を果たしていることの証明として、中央区の主張する届出が修正できないとする理由は届出の妨害行為と認定するものとする。

届出者渡部薫の住宅宿泊事業届は中央区の行政手続き上、無効決裁済みであり、同一住所の新規届出は受け付けられる

渡部薫の住宅宿泊事業届は中央区の行政手続き上、無効決裁の証明ができず有効であるため同一住所の新規届出は受け付けられない

2018年 11月 9日（回答期限）

回答者

中央区福祉保健部生活衛生課

決裁責任者

印

地位確認理由

中央区保健所は、届出者渡部薫に対して、9月5日の通知書で、届出は事後的に修正の効かないものであるとして、区内の届出手続き処理上、決裁者が届出の無効決裁をしていると通知した。渡部が行政手続法に基づき無効決裁の証明を責任者の捺印入書面で提供するように求めたが、区はその証明を拒否しており、一保健所職員であり、決裁権限のない竹本一正の通知のみであり法的有効性を持たないものである。渡部は届出の義務は完了し、住宅宿泊事業届の権利を得ているとその地位確認と損害賠償を求め、東京地裁に行政訴訟を起こしている。渡部の届出が区でないで無効決裁されておらず、有効な状態であるなら区の主張する届出が修正できないという無効理由は届出の義務完了の妨害行為の証明であり、また区が第三者に新規の届出が受け付けられないと回答する根拠の証明となる。届出を無効決裁しているのであれば、同一住所で新規の届出を受け付けられるはずであり、区の主張は、先願届出者渡部には無効であると主張しつつ、第三者の新規届出には、渡部の届出が有効な状態であるため新規届出を受け付けられないという自己の主張と矛盾した主張と対応しており、渡部が主張する区の違法かつ不正な行政手続きの証明となり得る。渡部の届出は修正を受け入れられない届出であり、無効決裁しているのだから、渡部自身は届出が有効であると訴訟しており届出を取り下げる必要もない。区は正当な理由で届出を無効にしているのだから自信を持って届出が無効であると確認書に決裁者が捺印し確認書を提出すればよい。

甲第B25号証

【中央区】平成30年10月31日付及び同年11月1日付メールへの回答

To: [REDACTED]

渡部 薫 様

中央区福祉保健部生活衛生課長の [REDACTED] です。
10月31日及び11月1日に送信のありました
電子メール及び添付のPDF文書を拝見いたしました。
本区としましては、渡部様のご要望には応じかねます。

簡単ですが、以上のとおりご返信いたします。

中央区福祉保健部生活衛生課長
中央区保健所生活衛生課長

[REDACTED]
電話：03-3541-5935
FAX：03-3546-9554

From: [REDACTED]

Date: 2018年11月8日(木) 12:41

Subject: 届出地位確認通知書→【中央区】平成30年10月31日付及び同年11月1日付メールへの回答

To: [REDACTED]

Cc: [REDACTED]

[REDACTED] さま

メールへの返答ありがとうございます。
確認書の回答はありませんでしたので、書面の通り

✓渡部薫の住宅宿泊事業届けは中央区の行政手続き上、無効決裁の証明ができず有効であるため同一住所の新規届出は受け付けられない

と地位確認を確定させていただきましたので確認通知書をお送りいたします。
本書面も訴訟時の証拠のひとつとして採用させていただきますので予めご了承ください。

私どもが取れる手段としては、届出の取り下げではなく、届出番号の廃止手続きになりますが、届出番号交付も廃止も中央区に妨害されており、またそこが訴訟で争うポイントとなっておりますので第三者に迷惑をかけないよう願うものです。

- 本件により認定される中央区の妨害行為
 - 届出の無効決裁証明ができないこと、決済者を明らかにしない行政手続法違反
 - 届出番号の交付するしないは公権力の行使のため、無効証明せず届出を無効にした職権濫用罪
 - 本件に関係のない第三者の新規届出の妨害と届出に関係のない証明を強制する職権濫用罪の認定
 - 当方に対して届出を取り下げるよう義務のない強制する職権濫用罪の認定

中央区は当方にたいして、届出は修正の効かない無効の届出という主張を変えていないのだから、法的にその住所に提出された届出は届出の効果を消滅しており、新規の届出を受けないかは当方に何ら影響しない。第三者に迷惑をかけさらなる届出の妨害をするのはやめてください。

いろいろと不正の証拠を積み上げていただき感謝いたします。

甲第B26号証

取下書

2018年11月30日

取下日：2018年11月30日
宛先：中央区長
住所：東京都中央区日本橋4-4-14
部屋：コンポジット日本橋三越前302号室

記

私、渡部薫は、上述する住所及び部屋番号の2018年5月6日に行った住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を取り下げます。

本取下書を受け取ってから30日以内に速やかに私の提出した身分証明書他個人情報等の書面の返却を要望します。

2018年11月30日

届出者および取下者

渡部薫

甲第B27号証

(中央区) コンポジット日本橋三越前302号室において住宅
宿泊事業を営む旨の届出書類のご返却について



受信トレイ x

To [Redacted]

2019年1月7日(月) 14:58



渡部 薫 様

平成30年12月12日付けにて收受いたしました、
「(コンポジット日本橋三越前302号室において
住宅宿泊事業を営む旨の届出に係る) 取下書」を受けて、
当該届出書類を平成30年12月28日付け郵送(簡易書留)にて
ご送付いたしました。

しかし、平成30年12月29日14時01分の配達の際に手渡しできず、
その後、平成31年1月5日の日本郵便(株)での保管期限を経過したため、
本日平成31年1月7日付け、当方に返却されました。

つきましては、改めて本日平成31年1月7日付け郵送(簡易書留)にて
渡辺様宛てに再送いたしますので、ご承知置きのほど
よろしくお願いいたします。

中央区福祉保健部生活衛生課長
中央区保健所生活衛生課長

電話：03-3541-5935

FAX：03-3546-9554

...

[メッセージの一部が表示されています] [メッセージ全体を表示](#)

To [Redacted]

2019年1月7日(月) 15:10



残りの7件の届出書が中央区でどういう状態なのか教えてください。

302号室以外の届出の(行為の)義務は完了しているが形式上の要件を満たしていない状態で届出が法的に有効な状態で
保管されているが、形式上の要件を修正できないと中央区が独断で定義・無効にしているだけで区長の決裁を経ていなければその証明もできない状態。

一方で302号室の届出書は届出者(国民)に取下げの義務がないのに第三者の権利侵害と損害を届出者の責任に押しつけ
取り下げを強要かつ脅迫し、それを收受し届出書を返却し、自ら公務員職権濫用罪を証明した。

という認識で間違いはないですかね。

甲第B28号証

201と402の届出は取下げせず2018年5月8日に収受されたままの状態
届出の形式上の要件がわかったので事実行為の再検証のため届出を再現

■届出の再現行為

- 201：渡部薫名義で届出→取下げない→修正と差替：事後的に修正できないとする主張を再度確認する
- 101：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→同一名義で届出が受理されるか確認する
- 202：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する
- 203：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する
- 301：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する
- 302：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されたことを確認済み**
- 401：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する
- 402：渡部薫名義で届出→届出は地位確認で有効な状態で保管されていることを確認済

※受理とは正確には届出番号の交付のこと

取下書

2019年 1月 14日

取下日：2019年 1月 14日
宛 先：中央区長
住 所：東京都中央区日本橋4-4-14
部 屋：コンポジット日本橋三越前 202/号室

記

取下書

2019年 1月 14日

取下日：2019年 1月 14日
宛 先：中央区長
住 所：東京都中央区日本橋4-4-14
部 屋：コンポジット日本橋三越前 30/号室

取下書

2019年 1月 14日

取下日：2019年 1月 14日
宛 先：中央区長
住 所：東京都中央区日本橋4-4-14
部 屋：コンポジット日本橋三越前 203/号室

記

私、渡部薫は、上述する住所及び部屋番号の2018年5月6日に行った住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を取り下げます。

本取下書を受け取ってから30日以内に速やかに私の提出した身分証明書他個人情報等の書面の返却を要望します。

2019年 1月 14日

届出者および取下者
東京都江東区豊洲3-6-5-4111
渡部薫



取下書

2019年 1月 14日

取下日：2019年 1月 14日
宛 先：中央区長
住 所：東京都中央区日本橋4-4-14
部 屋：コンポジット日本橋三越前 40/号室

記

私、渡部薫は、上述する住所及び部屋番号の2018年5月6日に行った住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を取り下げます。

本取下書を受け取ってから30日以内に速やかに私の提出した身分証明書他個人情報等の書面の返却を要望します。

2019年 1月 14日

届出者および取下者
東京都江東区豊洲3-6-5-4111
渡部薫



取下書

2019年 1月 14日

取下日：2019年 1月 14日
宛 先：中央区長
住 所：東京都中央区日本橋4-4-14
部 屋：コンポジット日本橋三越前 10/号室

記

私、渡部薫は、上述する住所及び部屋番号の2018年5月6日に行った住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を取り下げます。

本取下書を受け取ってから30日以内に速やかに私の提出した身分証明書他個人情報等の書面の返却を要望します。

2019年 1月 14日

届出者および取下者
東京都江東区豊洲3-6-5-4111
渡部薫



C氏 (Dさん) に届出の必要な書類をすべて
教えてもらい、同じように届出すれば届出番
号が取得できると発見した日
201と402は取下書は出してない



甲第B29号証



30中福衛第421号
平成31年1月24日

様

中央区長 矢田 美 英



住宅宿泊事業届出書受理通知

東京都中央区日本橋本町4-14-4 コンポジット日本橋三越前302における住宅宿泊事業届出書を平成31年1月24日付けで受理いたしましたので、通知いたします。届出番号は以下のとおりです。

【届出番号】

第M130012891号

なお、住宅宿泊事業法第13条の規定に基づく標識については、公衆の見やすい場所に掲示してください。

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第M130012891号
届出年月日 Date of Notification	平成31年1月24日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	シークラウド株式会社
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	国土交通大臣 (01) 第FO0386号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	03(6280)8079

中央区長 矢田 美 英

【問合せ先】

中央区保健所 生活衛生課 生活衛生係

担当

電話：03-3541-5936

メールアドレス：

届出番号第M130012891号の処理経過

処	届出番号	30中福衛第421号
理	収受	平成31年1月21日
経	起案	平成31年1月22日
過	施行予定	平成31年1月29日
	決裁	平成31年1月24日
	施行	平成31年1月24日
決裁区分	区長	副区長(審議) 副区長(協議)

甲第B30号証

【中央区】国民の届出の権利侵害行為の証明 ▷



2019年2月19日(火) 9:25



To [Redacted]

中央区長 [Redacted]
中央区保健所 [Redacted]
中央区総務部 [Redacted]
その他関係者

中央区が国民の届出という憲法の保証する基本的人権の侵害行為を犯すのかどうかの立証ため、先日、6つの住宅宿泊事業届けを再届出しました。

すでにそちらで受領されているということですので、速やかに今後の対応をお知らせください。

6通のうち5通は私、渡部とは関係のない第三者の名義で新規に届出をしており、（義務のない強要による）取り下げも同時に行っており、かつ302号室について同様の手順で受理行為をされていることから
この6つの届出によりこれまでの中央区の言い分、解釈、対応のすべてのパターンの正当性・不当性、違法行為を立証させていただければと思います。

区長の公権力の行使で届出を却下するもよし、
[Redacted]が区長になりすまして決裁して無効にするもよし、
[Redacted]が所内調査して職員の対応に問題はないと組織的行為を証明してもよし

いずれも私は中央区の組織的不正行為に対しては毅然たる対応を取りますことを改めて申し伝えておきます。

まだ今の段階で中央区が私に真摯に謝罪し、損害を賠償する意思があるのであれば寛大な和解案を提示しましょう。

私の国民としての正当な行為を受け入れがたく、引き続き全面对決で司法の場で自らの行為の正当性を証明したいのであればそれはそれでけっこうです。

今週木曜日 17時までには再届出6通に関して手続き可否（修正があるなら修正指導）を通知するよう要望します。

渡部

甲第B31号証

記録用→ 【中央区】 国民の届出の権利侵害行為の証明 ▷



2019年2月26日(火) 19:56



To

本日、電話にて下記職員に新規に届出した6件の届出について受領および手続き状況の確認をしたが

中央区福祉保健部生活衛生課長
中央区保健所生活衛生課長

電話：03-3541-5935

より届出が届いていることは（別の）職員から聞いており、課長である自分のところまではまだ届出書は来ていない、と回答

届出は受領したのか、受領したのであればなぜ届出者に受領通知をしないのかと確認したところ、（本件新規届出とは関係ないにもかかわらず、裁判中だから受領という言葉は使えないと回答

本件届出の手続きを進めるのか進めないのかすら回答せず、無視

6通のうち2通は電話をした渡部本人であるにもかかわらずまた残りの4通の委任状も届けているにもかかわらず、委任状は受け取っていないと発言

本人以外に回答できないと言うが、その本人が電話をしているのであり、2通の届出について回答できるはずにもかかわらず届出がどうい
う状態にあるのか回答しない

よって、再度以下の通り回答を求める

6通の新規の届出は現在どういう手続き状態であるか通知すること

届出を受領したという事実を認めない理由を答えよ

届出は届いたが裁判中だから無視するという意味であればそう答えよ

届出の手続きの標準処理時間を提示せよ

本メールの内容に認識違いや修正箇所があるのであれば受け付ける。

今日現在、届出者には一切受領した通知もなければ届出手続きの進捗連絡もない。

これが適正な行政手続きであると主張するならそれでよい

以上

届出者 渡部薫

甲第B32号証

(中央区) ご提出いただいた住宅宿泊事業届出書について



受信トレイ x

To

渡部 薫 様

2019年2月27日(水) 13:28



法律事務所を介して渡部様のお名前でご提出いただきました
『「届出者」が渡部薫様となっている住宅宿泊事業届出書及び添付書類 2件』については、
確かに中央区福祉保健部生活衛生課生活衛生係に到達しております。
現在内容の確認を行っておりますので、しばらくお時間をいただければと存じます。

中央区福祉保健部
生活衛生課 生活衛生係
〒104-0044 中央区明石町12-1
e-mail
Tel 03-3541-5936 Fax 03-3546-9554

[メッセージの一部が表示されています] [メッセージ全体を表示](#)

To

中央区 保健部担当者殿

2019年2月27日(水) 18:54



ご連絡ありがとうございます。
内容の確認中ということですが、以下の点についても再度回答をお願いします。

- ・手続き担当者名を教えてください。(名字だけでけっこうです)
- ・取下書5通も受け取りましたでしょうか。
受け取りましたら(最初の1通もそうですが)証明書等返却をお願いします。
- ・委任状4通も受け取っていますでしょうか。お知らせください。
- ・以前の届出を取上げて、新規に以下の通り4部屋は102や302と同様私とは関係のない別名義で届出をしております。
101→渡部
202→川上(渡部取下げ、委任状あり)
203→宮本(渡部取下げ、委任状あり)
301→有田(渡部取下げ、委任状あり)
401→南(渡部取下げ、委任状あり)

委任状を受け取っているのであれば、上記4つについても届出手続き状況をお知らせください。
委任状を提出しているにも関わらず4名の届出の状況をおしえていただけないのであればその理由を教えてください。

・渡部薫の届出書は現在2通存在しております。201の届出について状況を回答ください。
101は取下げて、新規に再届出となりますのでこのメールの回答のことかと推測しますが、
201→渡部(取り下げない)で添付書面の差替分について受け付けるのか受け付けないのか、事後的に修正できるものではないという主張を変えない、ということであればそれでけっこうですので回答をお願いします。

・現在内容の確認を行っております、とのことですが標準処理時間をお知らせください。
なお、同一建物の302の手続き期間を正確に把握しております。
基本的に届出に違いはないはずですのでもし修正箇所があるならお知らせください。

いずれにせよ近い内に窓口にお伺いし、新規の届出についてはどのような手続きがされているのか確認させていただければと思います。
私としては憲法が保障している国民の届出の権利を行使しているだけであってそれ以上でもそれ以下でもありません。
昨日の〇〇氏のように一方的に質問に対する回答もなければ電話を切るというような不適切な行為を慎むようお願いいたします。

渡部

甲第B33号証

重要：再届出の手続きをするのかしないのかくらい回答すること→（中央区）平成31年2月27日18時54分付けで受信したメールへのご回答についてのご連絡 ▷



2019年3月1日(金) 14:01



To

お世話になります。

そちらにもいろいろ事情があるのでしょうか、それはさておき最低以下の質問くらいは早急に回答お願いします。

■渡部薫の届出を取下げ再届出した届出の手続きをするのかどうか
（受理するかどうか、形式上の要件を満たすかどうかはこれからという理解はしている）

- 101：渡部薫取下げ→渡部薫で書類一式そろえ直し再届出
- 202：渡部薫取下げ→川上に名義が代わり書類一式そろえ届出
- 203：渡部薫取下げ→宮本に名義が代わり書類一式そろえ届出
- 301：渡部薫取下げ→有田に名義が代わり書類一式そろえ届出
- 401：渡部薫取下げ→南に名義が代わり書類一式そろえ届出

201：：渡部薫取下げせず→中央区が修正差替再提出を認めないが修正差替再提出

中央区が101と201を今の裁判を理由に届出の手続きを進めない、というのであればそれはそれでけっこう。101についてはそもそも訴訟が国民の届出の権利を剥奪できる理由になるかは別の解釈で判断すればよい、

201は取下げをしていないので修正差替再提出を認めないという主張を当然変えないのだから手続きを進めないのも理解できる。

残りの分はすでに12月に302の名義を変えて届出したものを受理した立証があるので、同様に届出を受理するのか手続きを適正に進めるのかどうかくらいは今日中に、遅くとも3/4月曜日12時までにご回答をお願いします。

回答がない場合は、3/4月曜日の午後、直接取下げた届出の証明書の返却の件もあるので窓口に行くのでどう回答するか準備しておくこと

以上

甲第B34号証

【区議会・議員宛】中央区保健所職員の行政手続き対応

受信トレイ x



2019/03/03 23:37



To: [Redacted]

(敬称略、サイト掲載順)

<http://www.kugikai.city.chuo.lg.jp/kugikai/meibo.html>

※一部の議員はメールアドレスわからず

info@に送信、無事に受信した議員は全議員に転送を

中央区議員へ

■提供資料

- ・ 国家賠償請求訴訟に至る住宅宿泊事業届出の行政手続
- 届出書および添付書類、中央区保健所の主張とその
- 公務員職権濫用罪の告訴状抜粋
- 損賠賠償請求額の算出額

わかりやすくまとめた資料 (閲覧&DL)

<https://drive.google.com/file/d/1E9J46TfcS69dvr8B3st/>

長々と文字でまとめた資料 (閲覧&DL)

https://drive.google.com/file/d/1_IMYyFLU8QgySlaGTv/

■要望 (任意)

- ・ 質問状の回答の要望 (任意)
- 回答期限: 3月20日 (理由 3月25日に裁判があるため)
- わかりやすくまとめた資料PDFのT1とT2

- ・ 調査ヒアリング報告書 (もし区議会または区議員が調査するなら)

※提供される回答書、報告書はウェブで一般公開されると思ってください。

公開は配慮しますので公開されたくない情報や匿名またはオフレコがあればお知らせください。

渡部薫と申します。

先日裁判とは関係ない新規の届出をしたら相変わらず受領通知はしてこない、電話で問い合わせても [Redacted] は勝手に電話を切るし、窓口に行くと言ったら関係者全員出張になるらしいので (笑)、今後の中央区とのやり取りはすべてネットに公開して世に問うことにしました。

過去これまでもこうした行政の圧力や不誠実な対応は表に出ず、隠匿できたのでしょう。旅館業のように許認可の権利を与えているとホテルや旅館、飲食店に対して横暴な態度や偉そうな態度を取ることもあるのでしょうか。どれほど多くの人が泣き寝入りしてきたのかと想像します。まあそういうことがあるのかないのか知りませんが、私は保健所の不当な扱いに対して100%の正義があると確信していますので持てるすべての能力を駆使して対抗させていただきます。

甲第B35号証

D_16) 中央区保健所の不正・違法行為をすべてのパターンで立証

被告中央区の正当性の主張に対する不正・違法性のすべてのパターンを届出の再現により立証

取り下げる義務のない届出書を取下げ国民の届出の権利を剥奪し、公務員職権濫用罪ほか中央区の届出手続き=行政手続法違反を届出の再現で検証し、原告の主張を立証する

■届出の再現行為

201：渡部薫名義で届出→取下げない→修正と差替：事後的に修正できないとする主張を再度確認する

101：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→同一名義で届出が受理されるか確認する

202：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する

203：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する

301：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する

302：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されたことを確認済み

401：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されるか確認する

402：渡部薫名義で届出→届出は地位確認で有効な状態で保管されていることを確認済

■立証される事柄：受理した場合自らの主張をすべて否定する行為の立証となる

201：中央区の主張通りならこの届出は受理されない、届出は一度間違えると公権力は国民から修正、再提出、再度届出する権利を剥奪されることが立証され、あとは司法の判断に委ねられる

101：届出が受理されない場合、欠格のない渡部個人から再届出の権利を剥奪したことが立証される

202：届出が受理されない場合、302の届出受理と矛盾が生じ、妨害行為が立証される

203：届出が受理されない場合、302の届出受理と矛盾が生じ、妨害行為が立証される

301：届出が受理されない場合、302の届出受理と矛盾が生じ、妨害行為が立証される

302：渡部薫名義で届出→取下（強要）→再届出→別名義で届出が受理されたことを確認済み

401：届出が受理されない場合、302の届出受理と矛盾が生じ、妨害行為が立証される

402：取下げという義務のないことを強要したことにより職権濫用罪と届出が6/15以降有効な状態であることが立証される

302の届出受理通知書（甲第25証号）

公務員職権濫用罪の立証

届出を取り下げるという義務は国民に無く、8つの届出のうち6つの届出の取り下げを強要し、第三者名義の届出を受理・受理したことから原告の届出の権利および受理されることから得られる将来利益を侵害したことが立証される。本件については刑事告訴済み

■被告の損害賠償責任の範囲

これまでの賠償責任は単に原告の8つの届出の賠償責任のみであったが、届出の再現行為および取り下げの強要により、原告は未来の権利まで剥奪されたことになり、損害賠償責任の定義はより複雑かつ重大なものになったことを明記しておく。

101：6/15から届出が受理され営業活動できるまでの損害および関連する費用

201：6/15から届出が受理され営業活動できるまでの損害および関連する費用

202：6/15から判決までの損害および**権利を剥奪されたことによる未来の損害**

203：6/15から判決までの損害および**権利を剥奪されたことによる未来の損害**

301：6/15から判決までの損害および**権利を剥奪されたことによる未来の損害**

302：6/15から判決までの損害および**権利を剥奪されたことによる未来の損害**

401：6/15から判決までの損害および**権利を剥奪されたことによる未来の損害**

402：6/15からの損害および**権利を剥奪されたことによる未来の損害**

回答 受信トレイ x

To [Redacted]

2019年3月8日(金) 10:45 ☆ ↶ ⋮

渡部 薫 様

下記のとおり回答いたします。

甲第B36号証

・手続き担当者名を教えてください。(名字だけで結構です)

【回答1】

問合せの窓口は、中央区福祉保健部生活衛生課長の [Redacted] です。

・取下書5通も受け取りましたでしょうか。

受け取りましたら(最初の1通もそうですが)証明書等返却をお願いします。

【回答2】

取下書5通は、平成31年2月15日に中央区福祉保健部生活衛生課に届いております。
届出書の添付書類については、平成31年3月1日の電子メールでお伝えしましたとおり、
今般は国家賠償請求訴訟事件における証拠書類でもあることから、
少なくとも渡部様との届出に関する訴訟を含めた見解の相違が解消されるまでの間は
返却しないこととさせていただきます。

・委任状4通も受け取っていますでしょうか。お知らせください。

【回答3】

委任状4通は、平成31年2月21日に中央区福祉保健部生活衛生課に届いております。

・以前の届出を取下げ、新規に以下の通り4部屋は102や302と同様私とは関係のない別名義で届出をしております。

101→渡部

202→川上(渡部取下げ、委任状あり)

203→宮本(渡部取下げ、委任状あり)

301→有田(渡部取下げ、委任状あり)

401→南(渡部取下げ、委任状あり)

委任状を受け取っているのであれば、上記4つについても届出手続き状況をお知らせください。

【回答4】

ご提出いただいております4件の届出書については、その内容を確認中です。

委任状を提出しているにも関わらず4名の届出の状況をおしえていただけないのであればその理由を教えてください。

【回答5】

回答4に同じです。

・渡部様の届出書は現在2通存在しております。201の届出について状況を回答ください。

101は取下げて、新規に再届出となりますのでこのメールの回答のことかと推測しますが、

201→渡部(取り下げない)で添付書面の差替分について受け付けるのか受け付けないのか、事後的に修正できるものではないという主張を変えない、ということであればそれで結構ですので回答をお願いします。

【回答6】

平成30年5月8日に中央区保健所生活衛生課に届きました

201号室の届出の取扱いに関する区の主張に変更はありません。

今回新たに提出された同室の届出については、前回の届出の状況を踏まえ、現在検討中です。

現在内容の確認を行っております、とのことですが標準処理時間をお知らせください。

【回答7】

標準処理期間は定めていません。届出書の内容に応じて処理期間は異なります。

なお、同一建物の302の手続き期間を正確に把握しております。

基本的に届出に違いはないはずですのでもし修正箇所があるならお知らせください。

【回答8】

ご提出いただいております6件の届出書については、その内容を確認中です。

甲第B37号証

2019/03/08 15:21



To [redacted]

[redacted]さま

訴訟中ということで手続きを故意に遅らせ妨害していることの証拠となりますので下記に反論があれば本日中に回答すること。

反論がなければこちらの主張を認めたとみなす。

- > 取下書5通も受け取りましたでしょうか。
- > 受け取りましたら（最初の1通もそうですが）証明書等返却をお願いします。
- > 【回答2】
- > 取下書5通は、平成31年2月15日に中央区福祉保健部生活衛生課に届いております。

2019年2月15日には届出書、取下書を受領したことを証す。

- > 届出書の添付書類については、平成31年3月1日の電子メールでお伝えしましたとおり
 - > 今般は国家賠償請求訴訟事件における証拠書類でもあることから、
 - > 少なくとも渡部様との届出に関する訴訟を含めた見解の相違が解消されるまでの間は
 - > 返却しないこととさせていただきます。
- この意思決定は[redacted]が課長の権限で行ったということ認識する。

現時点で、私が各役所に手数料を支払い得た身分証明書は私個人の所有権・所有物に属する。

届出という制度の下、その身分を明らかにするために提供したものであり、捜査権限もない区役所が他人の所有物を裁判という理由だけで侵害すると認定する。またその意思決定すなわち判決は判決文書を明らかにしない限り、また行政の長に提出した身分証明書であるにも関わらず一公務員が不当に他人の所有物を保持することは、その届出行為における捜査令状がない限り窃盗状態であることを証する。

わかりやすく言えば、裁判のために私のカバンから私の個人情報である身分証明書を盗んだというのと同じ。

私は住宅宿泊事業届出の行政手続きのために身分証明書を提出したのであり、その届出自体が無効にされ、すでに他人の届出を受理している以上、私の身分証はそこに保管されている義務がなく、私の所有物であり、中央区が私の身分証を保持する権利はない。職員が悪意を持ってばその証明書で借金をしたり様々な妨害や嫌がらせができる以上、速やかに返却するよう警告する。

本日中に法務部または区長から訴訟中だから私の個人の所有物を返却しなくてよいという公印入の通知が来ない場合は、警察に窃盗の被害届出を出すことを通知しておく。

- > 委任状4通も受け取っていますでしょうか。お知らせください。
 - > 【回答3】
 - > 委任状4通は、平成31年2月21日に中央区福祉保健部生活衛生課に届いております。
- 2019年2月15日には委任状を受領したことを証す。
- 委任状を受け取っているにも関わらず、幾度も回答を拒んだ委任状に対する法的有効性を不当に扱ったことの証明とさせていただきます。

> ・以前の届出を取下げ、新規に以下の通り4部屋は102や302と同様私とは関係のない別名義で届出をしております。

- > 101→渡部
- > 202→川上（渡部取下げ、委任状あり）
- > 203→宮本（渡部取下げ、委任状あり）
- > 301→有田（渡部取下げ、委任状あり）
- > 401→南（渡部取下げ、委任状あり）
- > 委任状を受け取っているのであれば、上記4つについても届出手続き状況をお知らせください。

- > 【回答4】
 - > ご提出いただいております4件の届出書については、その内容を確認中です。
- 5通の新規の届出は2019年2月15日は受領しており、その内容の確認をしておりますというは手続きを履行していますという認識とさせていただきます。
- 永久に確認していますと回答したいのかもしれないが、そもそも受領してから自ら一度も回答をしないことは行政手続上の不作為行為
- 回答期限を設定せず、しかも2月15日から今日まで3週間以上確認作業を行って回答しない行政手続上の遅延行為を認定する。

> 委任状を提出しているにも関わらず4名の届出の状況をおしえていただけないのであればその理由を教えてください。

- > 【回答5】
 - > 回答4に同じです。
- 行政手続き上の遅延行為を認定

- > 【回答6】
 - > 平成30年5月8日に中央区保健所生活衛生課に届きました
 - > 201号室の届出の取扱いに関する区の主張に変更はありません。
- 201号室の届出は事後的に修正できるものではない、という中央区の意思決定に変わりがないことを確認
- では届出を無効・却下にした理由を記載した区長の公印入の却下通知書（こちらが何度も行っている無効決裁証明書）を提出すること。
- 提出できない理由があるなら説明せよ。

- > 今回新たに提出された同室の届出については、前回の届出の状況を踏まえ、現在検討中です。
- 前回の届出が有効な状態で保管されているなら、無効通知は妨害行為にあたり、前回の届出が文字通り事後的に修正できるものでなく、無効であるなら区長の捺印却下通知を却下した届出枚数出せばよく
- 前回の届出が有効か無効かに関係なくすでに302号室で渡部薫に届出の取り下げを強要し、それを実行せしめ、待下由紀子の届出を受理していることから
- 渡部薫の302の届出は
- ・中央区は区長の決裁証明なく無効にしたか
 - ・取下げる義務のないものを取下げさせ、届出をなかったことにして新規の届出を受理し、渡部薫の届出の権利を侵害したか
 - ・そのすべての不当・不正・違法行為を証明されてしまったのでにっちもさっちもいなくなりまた悪巧みを考えて
- 【前回の届出の状況を踏まえ、現在検討中】という言葉を出しているのだから届出自体を検討する、という概念はなくこの届出手続きを検討する、という行為そのものが不作為行為であり

そもそも新規の4つの届出は渡部薫名義ではなく、第三者の届出であるため、前回の届出が届出には影響しないはずであって、302号室の受理でその行為を自ら証明したにも関わらず、再度届出手続きを妨害し、遅延行為を行っている不作為行為とみなす。

- > 現在内容の確認を行っております、とのことですが標準処理時間をお知らせください。
 - > 【回答7】
 - > 標準処理期間は定めていません。届出書の内容に応じて処理期間は異なります。
- 行政手続法の遅延行為、不作為行為とみなす

> なお、同一建物の302の手続き期間を正確に把握しております。

> 基本的に届出に違いはないはずですのでもし修正箇所があるならお知らせください。

- > 【回答8】
 - > ご提出いただいております6件の届出書については、その内容を確認中です。
- 住宅宿泊事業届出を3週間も確認するという処理時間は到底認めることができず、行政手続法の遅延行為、不作為行為とみなす

渡部薫

甲第B38号証

(中央区) 平成31年2月15日に区に届いた住宅宿泊事業届出書の補正について  受信トレイ x

2019年3月22日(金) 22:52



To 

渡部 薫 様

平成31年2月15日に区に届いた

「届出者が渡部様となっている住宅宿泊事業届出書2件」について、
平成31年3月25日に補正の通知を発送いたします。

また、平成31年2月15日に区に届いた「届出者が渡部様ではないが
渡部様が委任を受けている住宅宿泊事業届出書4件」についても、
それぞれの届出者宛て、平成31年3月25日に補正の通知を発送するとともに、
渡部様にもその内容のお知らせを発送いたします。

ご確認のほどよろしくお願いいたします。

中央区福祉保健部

生活衛生課 生活衛生係

民泊制度運営システム
住宅宿泊事業者向け

操作手順書



甲第B42号証

国土交通省 観光庁

2-2 ステータス

住宅宿泊事業者または行政担当者が届出に対して何等かの処理を行った場合、ステータスが変更されます。ステータスについては下記の表の通りになります。

表 1-3 ステータス一覧

ステータス	状態
作成中	住宅宿泊事業者が届出の新規作成時に、送信を行わず一時保存している状態。
受理待	住宅宿泊事業者が届出の新規作成または「不備連絡」を受けた届出の修正を行い、届出を送信した状態。
不備連絡	行政担当者が「受理待」の届出に対し不備連絡を作成・登録した状態。
中止	住宅宿泊事業者が「作成中」または「不備連絡」を受けた届出に対して中止処理により手続きを中止した状態。
受理済	行政担当者が「受理待」の届出を受理した状態。
廃止等	「受理済」の届出について、住宅宿泊事業者からの廃止等の届出により事業が廃止されている状態。

2-3 届出方式

各種届出を作成する際に、届出方式を選択します。届出方式により届出送信から受理までの流れが異なります。

表 1-4 届出方式一覧

届出方式	説明
電子申請・届出	届出書の作成及びその他必要書類のアップロードを全て当システムから行う方式。 ※電子署名・電子証明書または身分証明書等が必要になります。
電子申請・届出 (一部書類別送)	届出書の作成及びその他書類のアップロードは原則本システムで行うが、一部の書類については別途郵送または窓口へ提出する方式。 ※電子署名・電子証明書または身分証明書等が必要になります。
申請・届出書類作成のみ	届出書の作成を当システムで行い、書類の提出は全て郵送または窓口へ提出する方式。 ※書類の提出先は住宅の所在地域により異なるため、民泊ポータルサイトを参照するか自治体に確認してください。

ポイント

- ◆ 本システムで届出書等の提出を行う場合は、電子証明書による電子署名または身分証明書等が必要になります。
- ◆ 届出書等の提出先は住宅の所在地域により異なります。書類を郵送または窓口へ提出する場合、民泊ポータルサイトで確認するか、自治体にお問い合わせください。

2-5 届出書提出の流れ - 郵送・窓口による書類提出を含む場合

郵送・窓口による書類提出を含む場合、届出受理までの流れは次の通りとなります。

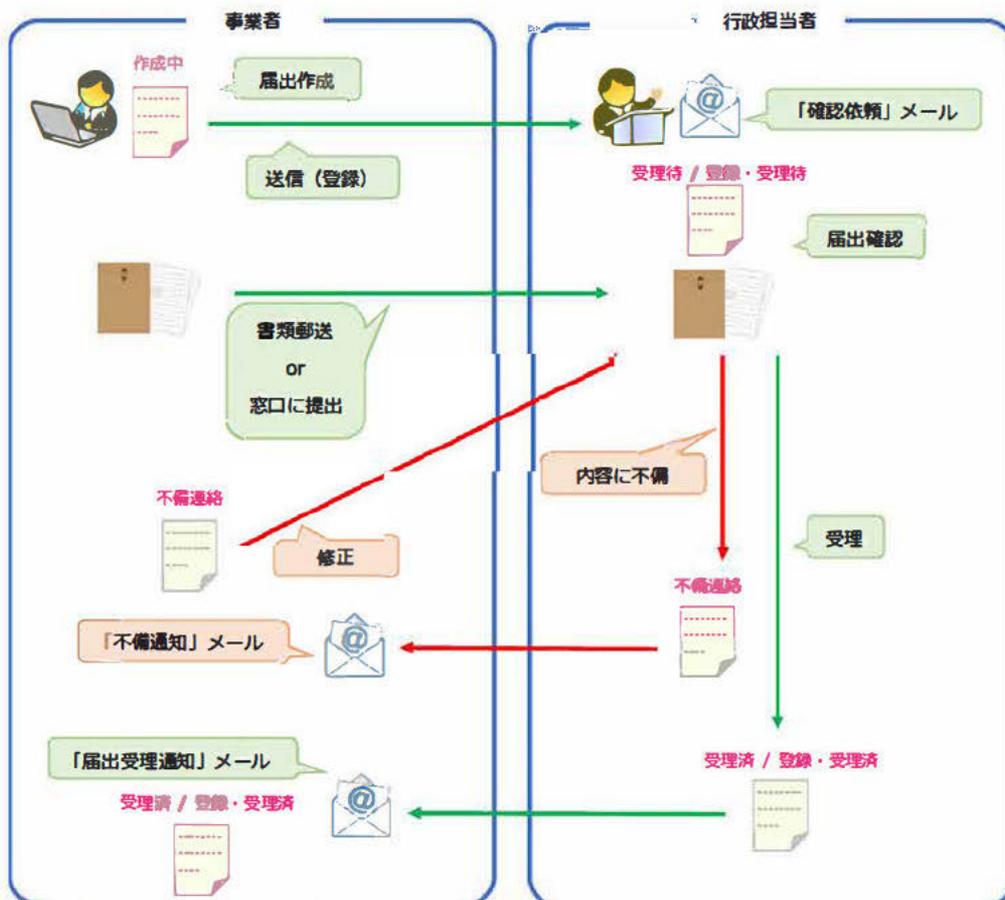


図 1-2 郵送・窓口での提出を含む届出の流れ

第3節 ログイン・ログアウト・画面構成

3-1 ログイン

民泊制度ポータルサイトに民泊制度運営システムに関する重要なお知らせが掲載されている場合がありますので、ログインは、民泊制度ポータルサイトに掲載している URL から行ってください。

- 1 ユーザー名とパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックします。

甲第 B44 号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム(行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係

ホーム 事業者届出(未受理) **事業者届出(受理済)** 管理者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マスク

事業者届出詳細

201

管理項目

届出番号 第M130017021号
届出日 2019年05月29日
最終変更届出日 2019年05月29日
ステータス 受理済
ユーザ

届出項目

届出方式 申請・届出書類作成のみ

メールアドレス

届出者

商号、名称又は氏名
代表者の氏名
電話番号
ファクシミリ番号



商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

変更年月日

法人・個人の別

個人

法人番号

商号、名称又は氏名(フリガナ)

商号、名称又は氏名

郵便番号

住所(都道府県)

住所(市区町村)

住所(市区町村以下)

住所(建物名)

住所(部屋番号)

電話番号



代表者又は個人に関する事項

変更年月日

変更区分

氏名(フリガナ)

氏名

生年月日

性別



法定代理人に関する事項

変更年月日

法人・個人の別

商号、名称又は氏名(フリガナ)

商号、名称又は氏名

郵便番号

住所(都道府県)

住所(市区町村)

住所(市区町村以下)

住所(建物名)

住所(部屋番号)

生年月日

性別

法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更年月日

変更区分

氏名(フリガナ)

氏名

生年月日

性別

法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

役員① 変更年月日

変更区分

氏名(フリガナ)



甲第 B 4 5 号証

第一号様式 (第四号関係)

(A 4)

住宅宿泊事業届出書 (第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

2019 年 3 月 4 日

中央区長 殿

届出者 商号又は名称 合同会社デイジーホームズ
氏名 [REDACTED]
(法人である場合に [REDACTED] の氏名)
電話番号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

受付番号

26499

受付年月日

310409

※ 届出番号 第 M130015683 号
※ 届出年月日 31年 4月 12日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	020003010554
フリガナ	ゴウドウガイシャデイジーホー
商号、名称 又は氏名	合同会社デイジーホームズ
郵便番号	236-0005
住所	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]

法人・個人の別

1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
性別	[REDACTED]

確認欄



甲第 B 4 6 号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム (行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係

ホーム 事業者届出(未受理) **事業者届出(受理済)** 管理業者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マスタ

事業届出詳細

管理項目

届出番号 第M130015683号
届出日 2019年04月12日
最終変更届出日 2020年06月26日
ステータス **廃止等**
ユーザ

届出項目

届出方式 申請・届出書類作成のみ
メールアドレス [REDACTED]
届出者 [REDACTED]

商号、名称又は氏名 **合同会社デイズホームズ**
代表者の氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]

商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

変更年月日
法人・個人の別 法人
法人番号 2020003010554
商号、名称又は氏名(フリガナ) コウドウガイシャデイズホームズ
商号、名称又は氏名 合同会社デイズホームズ
郵便番号 [REDACTED]
住所(都道府県) [REDACTED]
住所(市区町村) [REDACTED]
住所(市区町村以下) [REDACTED]
住所(建物名) [REDACTED]
住所(部屋番号) 208
電話番号 [REDACTED]

代表者又は個人に関する事項

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ) [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
性別 [REDACTED]

法定代理人に関する事項

変更年月日
法人・個人の別
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
生年月日
性別

法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別

法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

役員① 変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)



甲第 B 4 7 号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム(行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係

ホーム 事業者届出(未受理) 事業者届出(受理済) 管理業者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マスタ

事業届出詳細

102

管理項目

届出番号 第M130017020号
届出日 2019年05月29日
最終変更届出日 2019年05月29日
ステータス 受理済
ユーザ

届出項目

届出方式 申請・届出書類作成のみ

メールアドレス

届出者

商号、名称又は氏名
代表者の氏名
電話番号
ファクシミリ番号



商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

変更年月日
法人・個人の別

個人

法人番号
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
電話番号



代表者又は個人に関する事項

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別



法定代理人に関する事項

変更年月日
法人・個人の別
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
生年月日
性別

法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別

法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

役員① 変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)



甲第 B 4 7 号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム(行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係 ▾

ホーム 事業者届出(未受理) **事業者届出(受理済)** 管理業者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マスタ

事業者届出詳細

102

管理項目	
届出番号	第M130005637号
届出日	2018年07月26日
最終変更届出日	2018年07月26日
ステータス	受理済
ユーザ	合同会社NEO コウドウカイシャネオ
届出項目	
届出方式	申請・届出書類作成のみ
メールアドレス	
届出者	
商号、名称又は氏名	合同会社NEO
代表者の氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
商号、名称又は氏名、住所及び連絡先	
変更年月日	
法人・個人の別	法人
法人番号	6010003025392
商号、名称又は氏名(フリガナ)	コウドウカイシャネオ
商号、名称又は氏名	合同会社NEO
郵便番号	
住所(都道府県)	
住所(市区町村)	
住所(市区町村以下)	
住所(建物名)	
住所(部屋番号)	
電話番号	
代表者又は個人に関する事項	
変更年月日	
変更区分	
氏名(フリガナ)	
氏名	
生年月日	
性別	
法定代理人に関する事項	
変更年月日	
法人・個人の別	
商号、名称又は氏名(フリガナ)	
商号、名称又は氏名	
郵便番号	
住所(都道府県)	
住所(市区町村)	
住所(市区町村以下)	
住所(建物名)	
住所(部屋番号)	
生年月日	
性別	
法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)	
変更年月日	
変更区分	
氏名(フリガナ)	
氏名	
生年月日	
性別	
法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)	
役員①	
変更年月日	
変更区分	
氏名(フリガナ)	



甲第 B 4 7 号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム(行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係

ホーム 事業者届出(未受理) 事業者届出(受理済) 管理者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マップ

事業者届出詳細

202

管理項目

届出番号 第M130017022号
届出日 2019年05月29日
最終変更届出日 2019年05月29日
ステータス 受理済
ユーザ

届出項目

届出方式 申請・届出書類作成のみ
メールアドレス
届出者

商号、名称又は氏名
代表者の氏名
電話番号
ファクシミリ番号



商号、名称又は氏名、住所及び連絡先
変更年月日

法人・個人の別
法人番号
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
電話番号



代表者又は個人に関する事項

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別



法定代理人に関する事項

変更年月日
法人・個人の別
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
生年月日
性別

法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別

法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

役員① 変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)



甲第 B47号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム(行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係

ホーム 事業者届出(未受理) **事業者届出(受理済)** 管理者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マスタ

事業者届出詳細

管理項目

届出番号 第M130017023号
届出日 2019年05月29日
最終変更届出日 2019年05月29日
ステータス 受理済
ユーザ

届出項目

届出方式 申請・届出書類作成のみ

メールアドレス

届出者

商号、名称又は氏名
代表者の氏名
電話番号
ファクシミリ番号



商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

変更年月日
法人・個人の別
法人番号

個人

商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
電話番号



代表者又は個人に関する事項

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別



法定代理人に関する事項

変更年月日
法人・個人の別
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
生年月日
性別

法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別

法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

役員① 変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)



甲第 B 4 7 号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム(行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係 ▾

ホーム 事業者届出(未受理) 事業者届出(受理済) 管理者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マスタ

事業者届出詳細

401

管理項目

届出番号 第M130017025号
届出日 2019年05月29日
最終変更届出日 2019年05月29日
ステータス 受理済
ユーザ

届出項目

届出方式 申請・届出書類作成のみ
メールアドレス
届出者

商号、名称又は氏名
代表者の氏名
電話番号
ファクシミリ番号



商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

変更年月日
法人・個人の別 個人
法人番号
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
電話番号



代表者又は個人に関する事項

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別



法定代理人に関する事項

変更年月日
法人・個人の別
商号、名称又は氏名(フリガナ)
商号、名称又は氏名
郵便番号
住所(都道府県)
住所(市区町村)
住所(市区町村以下)
住所(建物名)
住所(部屋番号)
生年月日
性別

法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)
氏名
生年月日
性別

法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

役員① 変更年月日
変更区分
氏名(フリガナ)



甲第 B 4 7 号証

2021/1/18

民泊制度運営システム (行政)

民泊制度運営システム (行政)

検索...

検索

生活衛生課生活衛生係

ホーム 事業者届出(未受理) 事業者届出(受理済) 管理業者申請・届出(受理済) 新規申請・届出登録 事業実績 レポート 地域マスタ

事業届出詳細

302

管理項目
届出番号 第M130012891号
届出日 2019年01月24日
最終変更届出日 2019年01月24日
ステータス 受理済
ユーザ [REDACTED]
届出項目
届出方式 申請・届出書類作成のみ
メールアドレス
届出者
商号、名称又は氏名 [REDACTED]
代表者の氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
ファクシミリ番号 [REDACTED]
商号、名称又は氏名、住所及び連絡先
変更年月日
法人・個人の別 個人
法人番号
商号、名称又は氏名(フリガナ) [REDACTED]
商号、名称又は氏名 [REDACTED]
郵便番号 [REDACTED]
住所(都道府県) [REDACTED]
住所(市区町村) [REDACTED]
住所(市区町村以下) [REDACTED]
住所(建物名) [REDACTED]
住所(部屋番号) [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
代表者又は個人に関する事項
変更年月日 [REDACTED]
変更区分 [REDACTED]
氏名(フリガナ) [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
性別 [REDACTED]
法定代理人に関する事項
変更年月日 [REDACTED]
法人・個人の別 [REDACTED]
商号、名称又は氏名(フリガナ) [REDACTED]
商号、名称又は氏名 [REDACTED]
郵便番号 [REDACTED]
住所(都道府県) [REDACTED]
住所(市区町村) [REDACTED]
住所(市区町村以下) [REDACTED]
住所(建物名) [REDACTED]
住所(部屋番号) [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
性別 [REDACTED]
法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)
変更年月日 [REDACTED]
変更区分 [REDACTED]
氏名(フリガナ) [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
性別 [REDACTED]
法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)
役員① 変更年月日 [REDACTED]
変更区分 [REDACTED]
氏名(フリガナ) [REDACTED]

